

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月21日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型 三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型 三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型 1兆円を上限とします。 三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型 1兆円を上限とします。 三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型
ファンドの愛称を「<DC>未来地図 60型」とします。
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型
ファンドの愛称を「<DC>未来地図 40型」とします。
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型
ファンドの愛称を「<DC>未来地図 20型」とします。
（以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱UFJ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位

（７）【申込期間】

2019年10月22日から2020年10月21日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2,500億円です。

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型		不動産投信		
	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・	なし		
債券	年１２回 (隔月)	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年１２回 (毎月)	アジア	ファンズ			ショート型／
公債	日々	オセアニア				絶対収益
社債	その他 ()	中南米				追求型
その他債券		アフリカ				その他 ()
クレジット		中近東 (中東)				
属性 ()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	
	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、アセットアロケーションを行うことにより、着実な値上がり益と安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1 日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド、外国債券マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドを主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

※ マザーファンドの入替えのため、「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」を2019年10月22日に投資対象に追加し、「外国債券マザーファンド」を2019年11月22日に投資対象から削除する予定です。

以下を中長期的な基本アセットアロケーションとし、短期的な経済シナリオに基づいて、短期資産を除く各資産につき±10%程度の範囲内で実践的なアセットアロケーションを行います。ただし、各資産の実質組入比率の下限は0%とします。

ファンド名	基本アセットアロケーション				
	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	40%	27%	20%	10%	3%
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	26%	48%	14%	9%	3%
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	13%	69%	7%	8%	3%

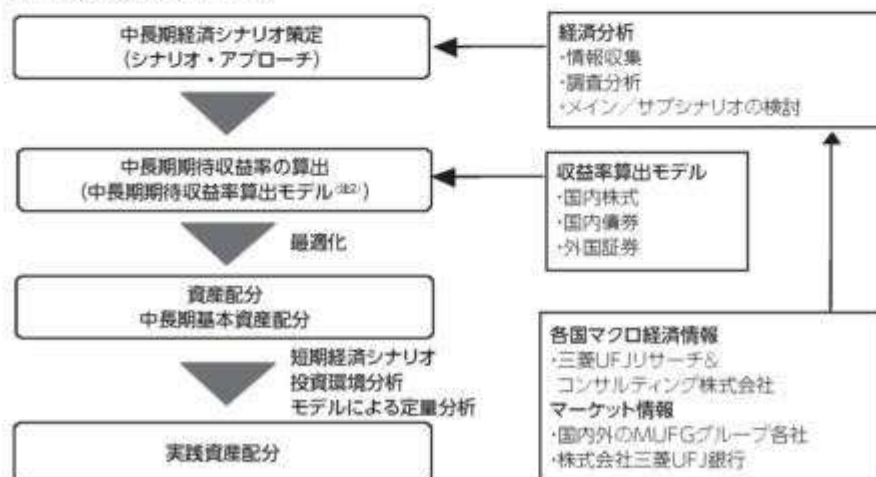
中長期的な経済シナリオが大きく変化したと判断した場合は、基本アセットアロケーションを見直すことがあります。

アセットアロケーションの決定にあたっては、MU投資顧問株式会社^(注1)の投資助言を受けます。

(注1) MU投資顧問株式会社は、MUFGグループにおいて、年金資産（企業年金・公的年金等）の投資一任運用を中核業務とする資産運用会社です。1985年の創業以来、MUFGグループのグローバルな情報ネットワークを活用しつつ、徹底したファンダメンタルズ分析に基づいたアクティブ運用を行い、中長期的に市場を上回る投資成果をめざした運用を行っています。

※ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

■資産配分の決定プロセス



(注2) 中長期期待収益率算出モデル

各経済シナリオ毎に定めた日米欧各国の経済成長率、インフレ、金融政策、経常収支等を基に、日米欧の各資産の期待収益率を算出します。最終的に各シナリオの生起確率で加重平均し、中長期の期待収益率を算出します。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色

2

「日本株式マザーファンド」の運用について

運用目標	東証株価指数(TOPIX) ^(注3) をベンチマーク ^(注4) とし中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の上場株式等です。外国株式への投資は行いません。
運用方法	徹底的なボトムアップによる銘柄選定を行います。銘柄選定にあたっては、主として企業の利益成長性に着目します。 業績動向やバリュエーション等の観点で一定の条件を満たす銘柄群の中から、企業訪問等による徹底的な調査を経て組入銘柄を決定します。 ポートフォリオの業種分散は東証株価指数(TOPIX)の業種比率を参考にしますが、各業種の利益成長性なども勘案して調整します。 株式組入比率は高位を維持することを基本とし、市況動向に合わせて比率を上下させることはしません。
運用プロセス	<pre> graph TD A[国内上場銘柄] --> B[第1次選別] B --> C[第2次選別] C --> D[ファンド組入] E[サブセクター分析 業種内での相対的優位度 業種動向 バリュエーション など] --> B F[企業訪問等による調査] --> C </pre>

(注3) 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

(注4) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

特色

3

「日本債券マザーファンド」の運用について

運用目標	NOMURA-BPI総合インデックス ^(注5) をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の公社債・金融商品です。外貨建ての債券・金融商品への投資は行いません。
運用方法	ポートフォリオのデュレーション ^(注6) は、ベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主にファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。 組入債券の格付はA格相当以上(S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)とします。 銘柄選定は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。
運用プロセス	<pre> graph TD subgraph Duration_Control [デュレーション・コントロール] A[内外のファンダメンタルズ・マクロビュー] --> B[金利見通し] B --> C[ポートフォリオのデュレーション決定] end subgraph Stock_Selection [銘柄選定] D[個別銘柄分析・社内信用格付] --> E[スプレッドの割安・割高判断] E --> F[個別銘柄選定] end C --> G[ポートフォリオの構築] F --> G </pre>

(注5) NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

(注6) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいくほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

特色4

「外国株式マザーファンド」の運用について

ファンドの運用は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

※ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

運用目標	MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース) ^(注7) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界各国の株式です。
運用方法	運用担当者自らがボトムアップ・リサーチによる銘柄選定重視のアクティブ運用を行います。地域配分・銘柄選定の双方より超過収益の獲得をめざしますが、より銘柄選定に比重を置いた運用を行います。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 株式組入比率は高位を維持することを基本とします。
運用プロセス	 ※ MSCI ACWI(MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス)はMSCI Worldに新興国を加えたもので構成されています。

(注7) MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)は、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドについて

■会社概要

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)の英国現地法人であり、高い専門性に基づいた資産運用サービスを提供しています。

■リサーチ能力

運用と調査は不可分であるとの考えに基づき、運用担当者(ファンドマネジャー)は、調査担当者を兼任しています。株式投資においては、ファンドマネジャーが企業訪問等独自の調査を行い、この結果に基づいて、銘柄選定、業種配分、地域別配分等を決定します。

■運用哲学

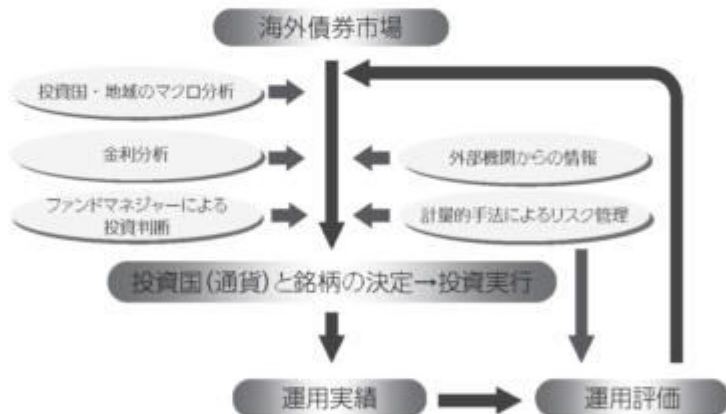
アクティブ運用に際して、超過収益の源泉は「市場の非効率的な点を発見し、これを資産配分と銘柄の選別に活用すること」にあると考え、徹底した独自の調査をします。

■グローバルな運用体制

外国株式の運用については、世界に展開するブラックロック・グループの調査活動により、世界全股の市場を対象として投資の機会を追求しています。

特色5

「外国債券マザーファンド」の運用について

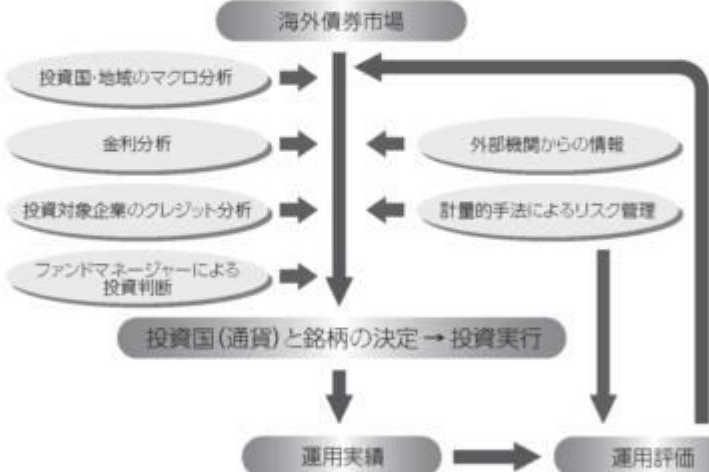
運用目標	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース) ^(注8) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界主要国の公社債です。
運用方法	運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選定でアクティブに超過収益の獲得をめざします。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポーチャー ^(注9) のコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。公社債の組入比率は高位(通常の状態90%以上)を基本とします。
運用プロセス	 <pre> graph TD A[海外債券市場] --> B[投資国・地域のマクロ分析] A --> C[金利分析] A --> D[ファンドマネジャーによる投資判断] A --> E[外部機関からの情報] A --> F[計量的手法によるリスク管理] B --> G[投資国(通貨)と銘柄の決定→投資実行] C --> G D --> G E --> G F --> G G --> H[運用実績] H --> I[運用評価] I --> A </pre>

(注8)FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

(注9)エクスポーチャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の度合いのことをいいます。

特色6

「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」の運用について

運用目標	FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース) ^(注10) をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界主要国の公社債です。
運用方法	運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選定でアクティブに超過収益の獲得をめざします。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。公社債の組入比率は高位(通常の状態では90%以上)を基本とします。
運用プロセス	 <pre> graph TD A[海外債券市場] --> B[投資国・地域のマクロ分析] A --> C[金利分析] A --> D[投資対象企業のクレジット分析] A --> E[ファンドマネージャーによる投資判断] A --> F[外部機関からの情報] A --> G[計量的手法によるリスク管理] B --> H[投資国(通貨)と銘柄の決定→投資実行] C --> H D --> H E --> H F --> H G --> H H --> I[運用実績] I --> J[運用評価] J --> A </pre>

(注10) FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■ マザーファンドの入替えのため、「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」を2019年10月22日に投資対象に追加し、「外国債券マザーファンド」を2019年11月22日に投資対象から削除する予定です。

■主な投資制限

「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- ・年1回の決算時(7月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

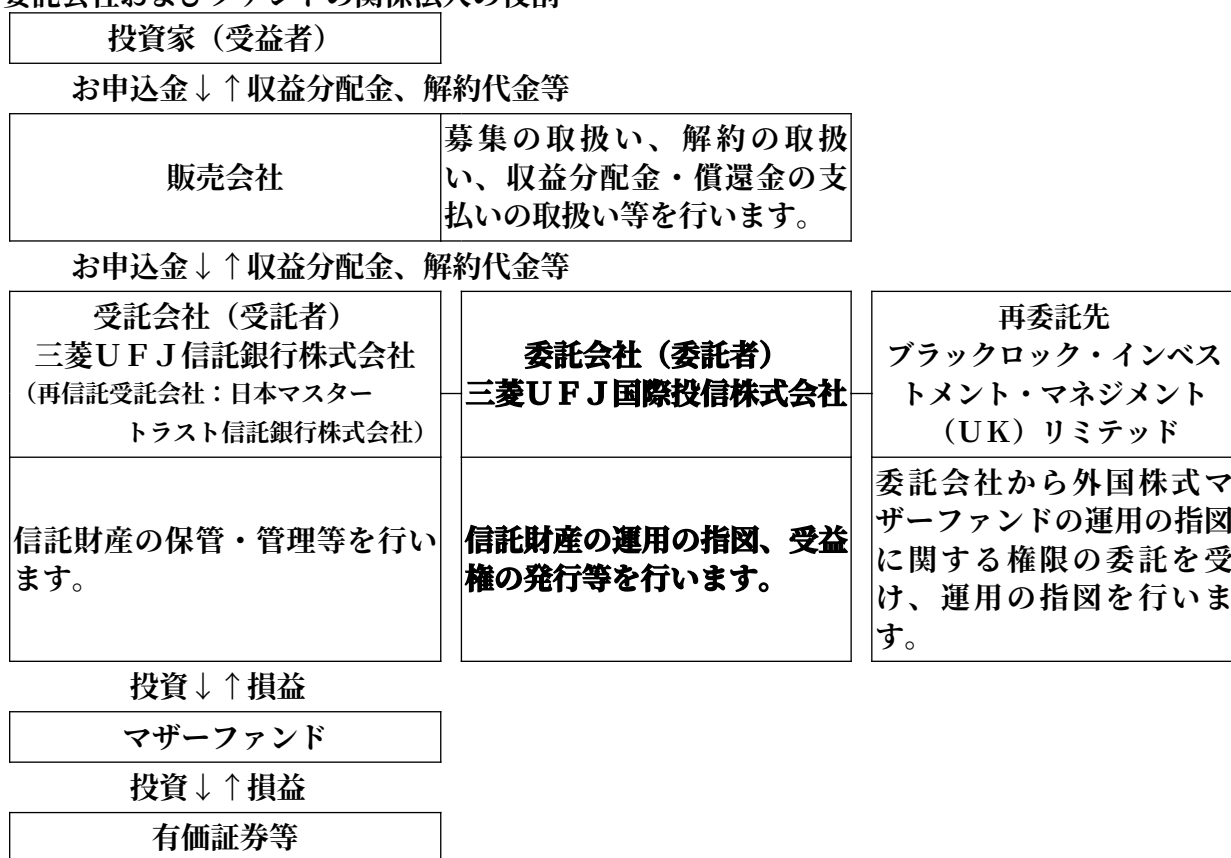
2002年1月31日

設定日、信託契約締結、運用開始

2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ<DC>グローバルバランス 60型」から「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型」に、「UFJパートナーズ<DC>グローバルバランス 40型」から「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型」に、「UFJパートナーズ<DC>グローバルバランス 20型」から「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型」に変更
2006年10月23日	投資対象である外国債券マザーファンドについて運用指図権限の委託を廃止
2019年10月22日	ファンドの投資対象に「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド」を追加

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2019年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

※マザーファンド受益証券の入替えのため、「三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券」を2019年10月22日に投資対象に追加し、「外国債券マザーファンド受益証券」を2019年11月22日に投資対象から削除する予定です。

中長期的な経済シナリオに基づいて国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産への基本アセットアロケーションを定め、短期的な経済シナリオに基づいてこれらの資産への実践的なアセットアロケーションを行います。

中長期的な経済シナリオが大きく変化したと判断した場合は、基本アセットアロケーションを見直すことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド、外国債券マザーファンドおよび三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ④その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

日本株式マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。銘柄選択の基準として、主として利益成長性に着目します。

業種配分は、東証株価指数（TOPIX）の業種比率を参考にしますが、各業種の予想利益成長率等を勘案して決定します。

株式組入比率は高位を維持することを基本とします。

東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

日本債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

ポートフォリオのデュレーション調整と銘柄選択による収益獲得をめざして運用を行います。

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。

銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。

NOMURA-BPI総合インデックスをベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③有価証券先物取引等を行うことができます。
- ④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCI Kokusai Index（MSCIコクサイ インデックス）（円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

企業訪問を含めた独自の調査に基づくアクティブ運用を行います。

超過収益の源泉は、地域配分・銘柄選択の双方にあります。

地域配分は、マクロ経済、市場・業種・個別銘柄の動向等の調査・分析を総合的に勘案し決定します。

銘柄選択の基準としては、経営資源の効率的活用の視点を重視します。

株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の指図に関する権限は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。[※]

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑩外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

外国債券マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブ

に超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ④有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑤スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑥金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑦外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

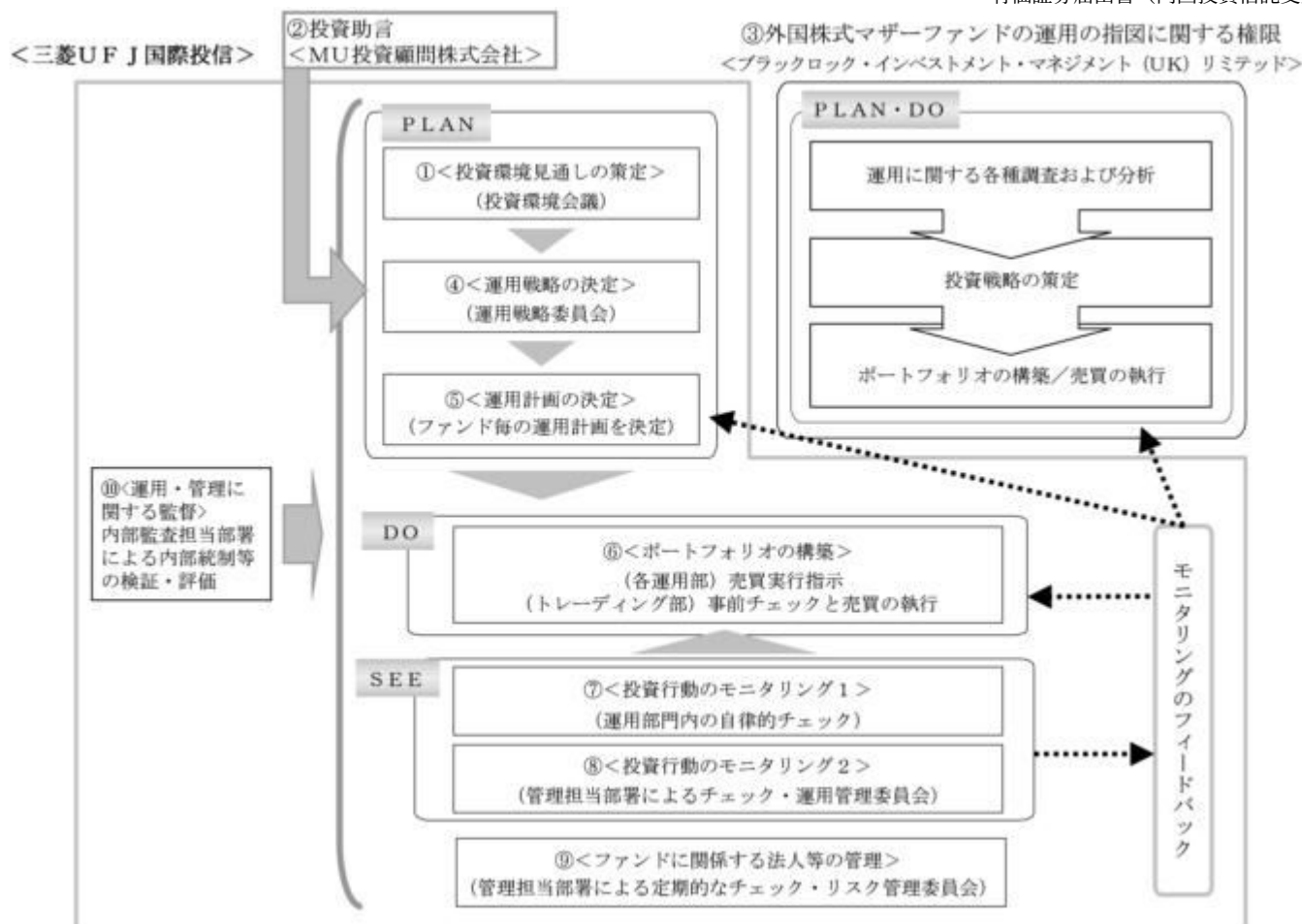
公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

- ①外貨建資産への投資に制限を設けません。
- ②有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。
- ③スワップ取引は信託約款の範囲で行います。
- ④金利先渡し取引および為替先渡し取引は信託約款の範囲で行います。
- ⑤外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

当ファンドは、MU投資顧問株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド、外国債券マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドを主要投資対象としています。このうち外国株式マザーファンドについては、運用の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。

再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

④運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

⑤運用計画の決定

④で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑥ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑦投資行動のモニタリング1

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

⑧投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

⑨ファンドに関係する法人等の管理

助言元、再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑩運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券およ

び新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

<ファンド共通>

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑧有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑩投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等

の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオ

ペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

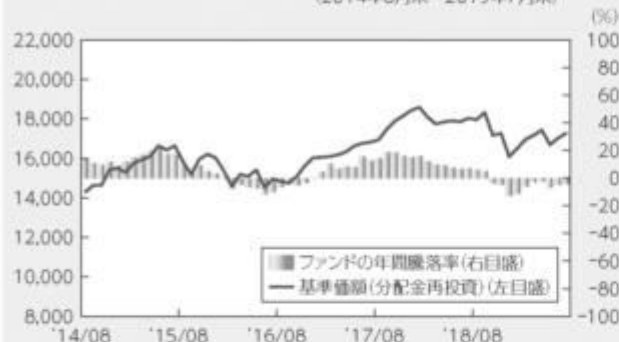
また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

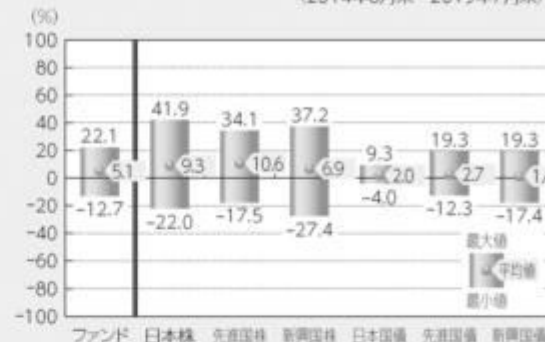
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2014年8月末～2019年7月末)



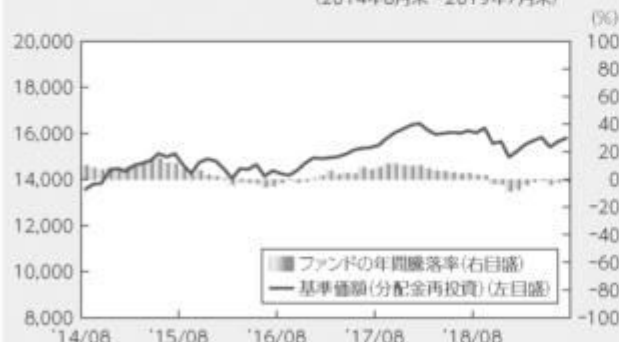
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2014年8月末～2019年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2014年8月末～2019年7月末)



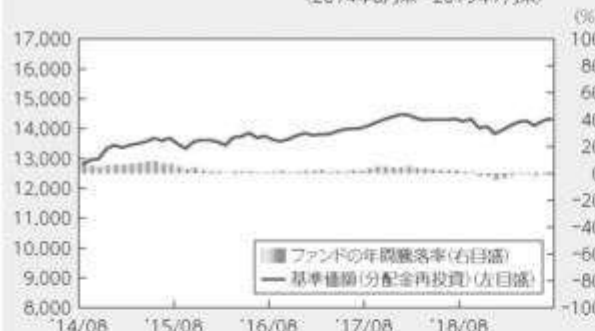
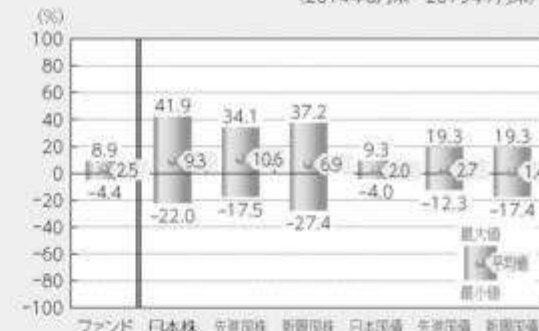
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2014年8月末～2019年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2014年8月末～2019年7月末)● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2014年8月末～2019年7月末)

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではありません。当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

※ 申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.65%（税抜 1.5%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.78%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.64%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額にマザーファンドの受益権総口数に占める当ファンドに属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額に年0.45%を乗じて得た金額とします。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.485%（税抜 1.35%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.7%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.58%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.07%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額にマザーファンドの受益権総口数に占める当ファンドに属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額に年0.45%を乗じて得た金額とします。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.21%（税抜 1.1%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.58%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.46%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.06%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額にマザーファンドの受益権総口数に占める当ファンドに属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額に年0.45%を乗じて得た金額とします。

（4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から

当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型】

（1）【投資状況】

令和 1年 7月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	540,701,700	97.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	16,673,406	2.99
純資産総額		557,375,106	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 1年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	72,894,575	3.0178	219,981,249	3.0709	223,851,950	40.16
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	106,547,727	1.5071	160,578,172	1.5105	160,940,341	28.87
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	45,015,469	2.4578	110,639,020	2.4770	111,503,316	20.01
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	20,868,506	2.1221	44,285,065	2.1279	44,406,093	7.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.01

合計	97.01
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日（平成22年 7月22日）	311,677,714	311,677,714	9,277	9,277
第10計算期間末日（平成23年 7月22日）	358,575,820	358,575,820	10,048	10,048
第11計算期間末日（平成24年 7月23日）	351,721,134	351,721,134	9,158	9,158
第12計算期間末日（平成25年 7月22日）	523,548,363	523,548,363	13,139	13,139
第13計算期間末日（平成26年 7月22日）	558,833,657	558,833,657	14,093	14,093
第14計算期間末日（平成27年 7月22日）	679,391,591	679,391,591	16,636	16,636
第15計算期間末日（平成28年 7月22日）	596,558,130	596,558,130	14,920	14,920
第16計算期間末日（平成29年 7月24日）	633,758,263	633,758,263	16,960	16,960
第17計算期間末日（平成30年 7月23日）	643,687,360	643,687,360	17,979	17,979
第18計算期間末日（令和 1年 7月22日）	568,166,264	568,166,264	17,116	17,116
平成30年 7月末日	642,778,858	—	18,034	—
8月末日	630,163,503	—	17,948	—
9月末日	646,556,601	—	18,320	—
10月末日	596,878,390	—	17,160	—
11月末日	604,891,502	—	17,267	—
12月末日	557,754,777	—	16,092	—
平成31年 1月末日	568,161,103	—	16,510	—
2月末日	570,048,725	—	16,955	—
3月末日	575,900,359	—	17,164	—
4月末日	576,080,743	—	17,436	—
令和 1年 5月末日	552,038,974	—	16,692	—
6月末日	563,098,646	—	17,027	—
7月末日	557,375,106	—	17,273	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	△2.68
第10計算期間	8.31
第11計算期間	△8.85
第12計算期間	43.47
第13計算期間	7.26
第14計算期間	18.04
第15計算期間	△10.31
第16計算期間	13.67
第17計算期間	6.00
第18計算期間	△4.80

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第9計算期間	69,408,666	53,958,146	335,958,630
第10計算期間	73,148,772	52,246,361	356,861,041
第11計算期間	74,153,879	46,936,012	384,078,908
第12計算期間	101,563,544	87,183,140	398,459,312
第13計算期間	63,261,216	65,183,246	396,537,282
第14計算期間	111,389,544	99,549,318	408,377,508

第15計算期間	70,697,312	79,233,092	399,841,728
第16計算期間	57,117,126	83,280,625	373,678,229
第17計算期間	58,362,721	74,014,573	358,026,377
第18計算期間	33,613,844	59,683,412	331,956,809

【三菱UFJ ＜DC＞グローバルバランス 40型】

（１）【投資状況】

令和 1年 7月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	561,203,090	97.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	17,303,546	2.99
純資産総額		578,506,636	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	190,822,495	1.5071	287,589,963	1.5105	288,237,378	49.82
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	49,379,745	3.0179	149,023,133	3.0709	151,640,258	26.21
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	32,681,125	2.4578	80,323,670	2.4770	80,951,146	13.99
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	18,973,781	2.1221	40,264,567	2.1279	40,374,308	6.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成22年 7月22日)	282,883,956	282,883,956	9,900	9,900
第10計算期間末日 (平成23年 7月22日)	333,570,768	333,570,768	10,461	10,461
第11計算期間末日 (平成24年 7月23日)	308,466,051	308,466,051	9,921	9,921
第12計算期間末日 (平成25年 7月22日)	397,250,864	397,250,864	12,694	12,694
第13計算期間末日 (平成26年 7月22日)	474,318,477	474,318,477	13,423	13,423
第14計算期間末日 (平成27年 7月22日)	569,691,003	569,691,003	15,114	15,114
第15計算期間末日 (平成28年 7月22日)	564,695,589	564,695,589	14,370	14,370
第16計算期間末日 (平成29年 7月24日)	572,934,359	572,934,359	15,475	15,475
第17計算期間末日 (平成30年 7月23日)	607,276,011	607,276,011	16,070	16,070
第18計算期間末日 (令和 1年 7月22日)	572,759,155	572,759,155	15,691	15,691
平成30年 7月末日	608,141,509	—	16,109	—
8月末日	597,732,359	—	16,028	—
9月末日	601,202,639	—	16,234	—
10月末日	575,891,581	—	15,558	—
11月末日	579,510,132	—	15,642	—
12月末日	550,957,322	—	14,971	—
平成31年 1月末日	562,723,065	—	15,236	—
2月末日	575,666,152	—	15,524	—
3月末日	580,655,286	—	15,688	—
4月末日	586,345,584	—	15,830	—
令和 1年 5月末日	570,990,845	—	15,406	—
6月末日	574,536,880	—	15,641	—
7月末日	578,506,636	—	15,795	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	△0.91
第10計算期間	5.66
第11計算期間	△5.16
第12計算期間	27.95
第13計算期間	5.74
第14計算期間	12.59
第15計算期間	△4.92
第16計算期間	7.68
第17計算期間	3.84
第18計算期間	△2.35

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第9計算期間	53,994,894	10,803,047	285,744,821
第10計算期間	57,131,294	24,009,474	318,866,641
第11計算期間	39,980,141	47,910,754	310,936,028
第12計算期間	64,510,169	62,495,001	312,951,196
第13計算期間	81,955,046	41,543,475	353,362,767
第14計算期間	82,378,699	58,813,873	376,927,593
第15計算期間	57,665,807	41,611,815	392,981,585
第16計算期間	60,691,109	83,446,171	370,226,523
第17計算期間	63,581,665	55,903,130	377,905,058

第18計算期間	22,478,576	35,363,806	365,019,828
---------	------------	------------	-------------

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型】

（１）【投資状況】

令和 1年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	359,523,420	97.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	11,119,790	3.00
純資産総額		370,643,210	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 1年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	174,283,879	1.5071	262,669,674	1.5105	263,255,799	71.03
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	15,700,276	3.0179	47,381,863	3.0709	48,213,977	13.01
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	10,436,366	2.4578	25,650,501	2.4770	25,850,878	6.97
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	10,434,121	2.1222	22,143,343	2.1279	22,202,766	5.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日（平成22年 7月22日）	147,210,429	147,210,429	10,545	10,545
第10計算期間末日（平成23年 7月22日）	174,025,059	174,025,059	10,878	10,878
第11計算期間末日（平成24年 7月23日）	199,684,025	199,684,025	10,708	10,708
第12計算期間末日（平成25年 7月22日）	264,341,587	264,341,587	12,203	12,203
第13計算期間末日（平成26年 7月22日）	281,760,646	281,760,646	12,726	12,726
第14計算期間末日（平成27年 7月22日）	335,444,179	335,444,179	13,674	13,674
第15計算期間末日（平成28年 7月22日）	380,195,507	380,195,507	13,766	13,766
第16計算期間末日（平成29年 7月24日）	374,876,435	374,876,435	14,052	14,052
第17計算期間末日（平成30年 7月23日）	386,182,710	386,182,710	14,295	14,295
第18計算期間末日（令和 1年 7月22日）	364,107,176	364,107,176	14,266	14,266
平成30年 7月末日	382,178,771	—	14,320	—
8月末日	383,597,743	—	14,244	—
9月末日	379,314,847	—	14,318	—
10月末日	374,867,571	—	14,012	—
11月末日	375,712,924	—	14,073	—
12月末日	367,183,625	—	13,823	—
平成31年 1月末日	359,657,346	—	13,958	—
2月末日	358,434,092	—	14,101	—
3月末日	362,529,511	—	14,222	—
4月末日	383,815,317	—	14,258	—
令和 1年 5月末日	360,120,676	—	14,100	—
6月末日	366,762,684	—	14,251	—
7月末日	370,643,210	—	14,327	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	0.73
第10計算期間	3.15
第11計算期間	△1.56
第12計算期間	13.96
第13計算期間	4.28
第14計算期間	7.44
第15計算期間	0.67
第16計算期間	2.07
第17計算期間	1.72
第18計算期間	△0.20

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第9計算期間	48,766,737	16,157,962	139,596,533
第10計算期間	60,319,559	39,932,638	159,983,454
第11計算期間	50,533,937	24,044,474	186,472,917
第12計算期間	92,672,048	62,516,454	216,628,511
第13計算期間	54,722,567	49,943,313	221,407,765
第14計算期間	92,020,447	68,105,097	245,323,115
第15計算期間	79,225,177	48,354,260	276,194,032
第16計算期間	70,929,412	80,352,094	266,771,350
第17計算期間	94,109,927	90,736,818	270,144,459
第18計算期間	53,516,806	68,427,536	255,233,729

（参考）

日本株式マザーファンド

投資状況

令和 1年 7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	日本	2,886,297,920	97.33
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	79,142,389	2.67
純資産総額		2,965,440,309	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	第一三共	医薬品	19,100	6,255.00	119,470,500	6,647.00	126,957,700	4.28
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	17,800	7,091.00	126,219,800	7,024.00	125,027,200	4.22
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	20,400	5,239.00	106,875,600	5,628.00	114,811,200	3.87
日本	株式	資生堂	化学	12,000	7,970.00	95,640,000	8,046.00	96,552,000	3.26
日本	株式	三菱商事	卸売業	28,400	2,925.00	83,070,000	2,936.50	83,396,600	2.81
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	135,900	524.90	71,333,910	524.20	71,238,780	2.40
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,500	17,270.00	60,445,000	18,695.00	65,432,500	2.21
日本	株式	日立製作所	電気機器	16,200	3,946.00	63,925,200	3,892.00	63,050,400	2.13
日本	株式	朝日インテック	精密機器	21,400	2,761.00	59,085,400	2,870.00	61,418,000	2.07
日本	株式	GMOペイメントゲートウェイ	情報・通信業	7,700	7,410.00	57,057,000	7,970.00	61,369,000	2.07
日本	株式	エムスリー	サービス業	27,100	1,994.00	54,037,400	2,216.00	60,053,600	2.03
日本	株式	キーエンス	電気機器	900	65,420.00	58,878,000	63,130.00	56,817,000	1.92
日本	株式	アウトソーシング	サービス業	41,900	1,325.00	55,517,500	1,314.00	55,056,600	1.86
日本	株式	日本ユニシス	情報・通信業	15,100	3,495.00	52,774,500	3,605.00	54,435,500	1.84
日本	株式	ニチレイ	食料品	20,900	2,636.00	55,092,400	2,532.00	52,918,800	1.78
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	13,800	3,844.00	53,047,200	3,807.00	52,536,600	1.77
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	8,600	5,721.00	49,200,600	5,797.00	49,854,200	1.68

日本	株式	日本電産	電気機器	3,300	13,970.00	46,101,000	14,715.00	48,559,500	1.64
日本	株式	東レ	繊維製品	62,100	766.20	47,581,020	752.90	46,755,090	1.58
日本	株式	ファンケル	化学	15,700	2,641.00	41,463,700	2,752.00	43,206,400	1.46
日本	株式	安川電機	電気機器	11,500	3,625.00	41,687,500	3,650.00	41,975,000	1.42
日本	株式	トリケミカル研究所	化学	7,400	5,260.00	38,924,000	5,620.00	41,588,000	1.40
日本	株式	T I S	情報・通信業	7,300	5,530.00	40,369,000	5,690.00	41,537,000	1.40
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	127,900	326.00	41,695,400	321.00	41,055,900	1.38
日本	株式	三井不動産	不動産業	16,300	2,510.50	40,921,150	2,471.50	40,285,450	1.36
日本	株式	熊谷組	建設業	13,300	2,933.00	39,008,900	2,920.00	38,836,000	1.31
日本	株式	J C Rファーマ	医薬品	4,900	6,850.00	33,565,000	7,720.00	37,828,000	1.28
日本	株式	日本新薬	医薬品	4,400	7,940.00	34,936,000	7,890.00	34,716,000	1.17
日本	株式	信越化学工業	化学	3,100	10,040.00	31,124,000	11,155.00	34,580,500	1.17
日本	株式	アンリツ	電気機器	16,600	1,869.00	31,025,400	2,022.00	33,565,200	1.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	建設業	2.57
	食料品	2.58
	繊維製品	1.58
	化学	9.59
	医薬品	6.73
	非鉄金属	1.54
	機械	4.27
	電気機器	18.15
	輸送用機器	7.50
	精密機器	4.96
	その他製品	2.11
	陸運業	1.93
	空運業	0.36
	情報・通信業	12.84
	卸売業	2.81
	小売業	4.06
	銀行業	4.95
	証券、商品先物取引業	0.99
	保険業	2.58
	不動産業	1.36
	サービス業	3.88
	小計	97.33
合計		97.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

投資状況

令和 1年 7月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	日本	4,658,042,100	56.03
社債券	日本	3,127,114,000	37.61
	スイス	100,272,000	1.21
	イギリス	100,004,000	1.20
	小計	3,327,390,000	40.02
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	328,322,173	3.95
純資産総額		8,313,754,273	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	社債券	第20回みずほ銀行（劣後特約付）	200,000,000	103.90	207,800,000	103.86	207,738,000	1.490000	2022/6/3	2.50
日本	社債券	第28回三菱東京UFJ銀行（劣後特約付）	200,000,000	102.12	204,246,000	102.07	204,152,000	1.560000	2021/1/20	2.46
日本	社債券	第15回パナソニック	200,000,000	100.24	200,498,000	100.27	200,558,000	0.190000	2021/9/17	2.41
日本	社債券	第19回大和証券グループ本社	200,000,000	100.16	200,336,000	100.16	200,330,000	0.412000	2020/2/25	2.41
日本	社債券	第19回ルノー	200,000,000	99.77	199,548,000	99.77	199,554,000	0.360000	2020/7/6	2.40

日本	国債証券	第９９回利付国債（２０年）	150,000,000	119.62	179,437,500	119.77	179,655,000	2.100000	2027/12/20	2.16
日本	国債証券	第５８回利付国債（３０年）	120,000,000	112.01	134,412,400	112.73	135,285,600	0.800000	2048/3/20	1.63
日本	国債証券	第９８回利付国債（２０年）	90,000,000	119.13	107,218,800	119.22	107,298,900	2.100000	2027/9/20	1.29
日本	社債券	第４６９回東北電力	100,000,000	105.40	105,408,000	105.47	105,477,000	1.543000	2023/6/23	1.27
日本	国債証券	第５回利付国債（４０年）	70,000,000	149.45	104,616,400	150.30	105,213,500	2.000000	2052/3/20	1.27
日本	社債券	第４９７回関西電力	100,000,000	104.44	104,442,000	104.51	104,514,000	1.002000	2025/6/20	1.26
日本	国債証券	第３４４回利付国債（１０年）	100,000,000	102.44	102,440,000	102.58	102,580,000	0.100000	2026/9/20	1.23
日本	国債証券	第３４２回利付国債（１０年）	100,000,000	102.26	102,265,000	102.36	102,360,000	0.100000	2026/3/20	1.23
日本	社債券	第３回ソシエテジェネラル円貨社債（２０１８）	100,000,000	101.34	101,342,000	101.49	101,495,000	0.804000	2023/10/12	1.22
日本	社債券	第１回パークレイズ・ビーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	100.69	100,699,000	100.72	100,722,000	1.232000	2024/9/25	1.21
日本	社債券	第５２７回関西電力	100,000,000	100.42	100,424,000	100.49	100,492,000	0.280000	2024/4/25	1.21
スイス	社債券	UBS GROU P FUND I N G（SW I T Z E R L A N D）	100,000,000	100.27	100,272,000	100.27	100,272,000	0.719000	2024/11/8	1.21
日本	社債券	第１回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	100.21	100,212,000	100.27	100,272,000	0.300000	2023/9/4	1.21
日本	社債券	第１１回ウエストバック・バンキング・コーポレーション	100,000,000	100.27	100,271,000	100.26	100,268,000	0.300000	2021/1/22	1.21
日本	社債券	第７５回アコム	100,000,000	100.12	100,127,000	100.21	100,216,000	0.309000	2023/2/28	1.21
日本	社債券	第１回明治安田生命２０１７基金	100,000,000	100.21	100,213,000	100.21	100,214,000	0.350000	2022/8/4	1.21
日本	社債券	第５回ヤフー	100,000,000	100.13	100,139,000	100.20	100,206,000	0.200000	2022/12/7	1.21
日本	社債券	第５３回日本電気	100,000,000	100.12	100,125,000	100.20	100,205,000	0.260000	2023/9/21	1.21
日本	社債券	第３回マラヤン・バンキング（２０１９）	100,000,000	100.19	100,194,000	100.20	100,202,000	0.270000	2022/5/20	1.21
日本	社債券	第２３回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100.15	100,153,000	100.16	100,166,000	0.217000	2022/10/12	1.20
日本	社債券	第５回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100.08	100,087,000	100.14	100,145,000	0.230000	2022/5/27	1.20
日本	社債券	第４５０回九州電力	100,000,000	100.08	100,085,000	100.12	100,126,000	0.170000	2022/5/25	1.20
日本	社債券	第３４回リコーリース	100,000,000	100.08	100,080,000	100.11	100,119,000	0.100000	2022/2/28	1.20
日本	社債券	第１回日本生命２０１９基金	100,000,000	100.00	100,000,000	100.02	100,020,000	0.250000	2024/8/1	1.20
日本	社債券	第１回明治安田生命２０１９基金	100,000,000	100.00	100,000,000	100.02	100,020,000	0.290000	2024/8/2	1.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

国債証券	56.03
社債券	40.02
合計	96.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

投資状況

令和 1年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	4,625,066,113	48.12
	イギリス	1,315,051,474	13.68
	スイス	649,192,750	6.75
	オランダ	530,079,342	5.51
	オーストラリア	486,932,267	5.07
	フランス	356,323,250	3.71
	カナダ	290,251,102	3.02
	シンガポール	263,496,620	2.74
	ドイツ	244,220,854	2.54
	フィンランド	147,300,136	1.53
	デンマーク	144,744,531	1.51
	スウェーデン	132,100,339	1.37
	台湾	102,830,000	1.07
	香港	78,447,247	0.82
	インド	66,862,806	0.70
	小計	9,432,898,831	98.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	178,765,564	1.86
純資産総額		9,611,664,395	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,793	14,165.45	308,707,860	14,349.17	312,711,488	3.25
アメリカ	株式	TELUS CORP	電気通信サービス	79,875	4,005.44	319,934,806	3,903.43	311,786,887	3.24
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	32,227	9,639.62	310,656,265	9,375.63	302,148,492	3.14
カナダ	株式	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	電気通信サービス	50,913	5,751.94	292,848,847	5,700.92	290,251,102	3.02
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	44,709	6,231.59	278,608,175	6,134.90	274,285,280	2.85
アメリカ	株式	GENUINE PARTS CO	小売	25,613	10,340.35	264,847,518	10,639.11	272,499,658	2.84
アメリカ	株式	INTERNATIONAL PAPER CO	素材	54,402	4,697.59	255,558,486	4,895.31	266,315,111	2.77
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	45,345	5,583.00	253,161,570	5,836.14	264,639,804	2.75
イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	66,369	4,081.83	270,907,114	3,930.06	260,834,590	2.71
イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	114,161	2,172.75	248,043,778	2,281.49	260,458,019	2.71
イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲料・タバコ	93,940	2,830.75	265,921,265	2,762.13	259,474,689	2.70
ドイツ	株式	DEUTSCHE POST AG-REG	運輸	68,474	3,574.49	244,760,248	3,566.62	244,220,854	2.54
オーストラリア	株式	AMCOR PLC-CDI	素材	207,560	1,187.47	246,471,854	1,175.53	243,994,750	2.54
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	23,882	10,171.97	242,927,012	9,956.90	237,790,691	2.47
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	20,346	11,258.29	229,061,331	11,537.01	234,732,050	2.44
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	43,271	5,489.57	237,539,582	5,269.04	227,996,630	2.37
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	51,695	4,646.53	240,202,513	4,214.14	217,850,257	2.27
オランダ	株式	UNILEVER NV	家庭用品・パーソナル用品	33,693	6,516.38	219,556,603	6,404.89	215,800,009	2.25
アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	18,529	10,950.91	202,909,449	11,271.40	208,847,771	2.17
アメリカ	株式	PAYCHEX INC	ソフトウェア・サービス	21,291	9,247.75	196,894,035	9,358.24	199,246,492	2.07

フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,196	9,056.37	191,958,978	9,159.54	194,145,614	2.02
オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケア機器・サービス	37,182	4,719.13	175,467,011	5,134.21	190,900,358	1.99
イギリス	株式	BAE SYSTEMS PLC	資本財	265,431	690.20	183,201,299	716.06	190,066,968	1.98
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25,783	7,446.18	191,985,004	7,298.43	188,175,555	1.96
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	12,733	14,382.84	183,136,824	14,698.99	187,162,265	1.95
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	13,726	12,494.68	171,502,066	13,081.34	179,554,506	1.87
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	17,294	9,246.79	159,914,107	9,377.68	162,177,636	1.69
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	11,512	12,739.12	146,652,823	13,964.58	160,760,309	1.67
アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	24,332	5,975.19	145,388,566	6,207.68	151,045,503	1.57
フィンランド	株式	KONE OYJ-B	資本財	23,401	6,265.52	146,619,504	6,294.60	147,300,136	1.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	素材	5.31
	資本財	8.54
	商業・専門サービス	1.95
	運輸	2.54
	自動車・自動車部品	0.70
	耐久消費財・アパレル	3.12
	小売	4.14
	食品・飲料・タバコ	20.05
	家庭用品・パーソナル用品	4.11
	ヘルスケア機器・サービス	6.69
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	17.58
	銀行	9.47
	ソフトウェア・サービス	2.07
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.85
	電気通信サービス	6.26
	半導体・半導体製造装置	2.74
	小計	98.14
合計		98.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

投資状況

令和 1年 7月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	116,615,870	47.28
	イタリア	28,438,859	11.53
	スペイン	24,155,469	9.79
	フランス	18,383,020	7.45
	イギリス	15,360,104	6.23
	ドイツ	9,498,837	3.85
	ベルギー	6,652,786	2.70
	オランダ	5,344,335	2.17
	カナダ	4,253,660	1.72
	オーストラリア	4,201,761	1.70
	アイルランド	2,629,660	1.07
	メキシコ	2,056,089	0.83
	南アフリカ	1,291,895	0.52
	ポーランド	1,227,854	0.50
	ノルウェー	385,001	0.16
	小計	240,495,200	97.50
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	6,162,354	2.50
純資産総額		246,657,554	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 1年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 210430	380,000	10,940.14	41,572,564	10,931.47	41,539,606	2.250000	2021/4/30	16.84
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240515	220,000	11,209.44	24,660,770	11,189.07	24,615,956	2.500000	2024/5/15	9.98
イタリア	国債証券	2.05 ITALY GOVT 270801	180,000	12,794.52	23,030,142	12,803.87	23,046,969	2.050000	2027/8/1	9.34
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 480515	160,000	12,071.77	19,314,834	12,053.09	19,284,958	3.125000	2048/5/15	7.82
アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 260815	180,000	10,555.90	19,000,625	10,548.26	18,986,877	1.500000	2026/8/15	7.70
スペイン	国債証券	1.45 SPAIN GOVT 271031	140,000	13,385.60	18,739,843	13,410.54	18,774,764	1.450000	2027/10/31	7.61
フランス	国債証券	0.75 O.A.T 281125	110,000	13,113.95	14,425,356	13,195.88	14,515,471	0.750000	2028/11/25	5.88
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 270215	110,000	11,099.10	12,209,013	11,080.43	12,188,473	2.250000	2027/2/15	4.94
ドイツ	国債証券	5.5 BUND 310104	40,000	20,356.45	8,142,580	20,483.23	8,193,292	5.500000	2031/1/4	3.32
ベルギー	国債証券	0.9 BEL GOVT 290622	50,000	13,210.01	6,605,007	13,305.57	6,652,786	0.900000	2029/6/22	2.70
イギリス	国債証券	4.25 GILT 320607	30,000	18,456.41	5,536,924	18,555.90	5,566,772	4.250000	2032/6/7	2.26
スペイン	国債証券	1.45 SPAIN GOVT 290430	40,000	13,411.14	5,364,456	13,451.76	5,380,705	1.450000	2029/4/30	2.18
オランダ	国債証券	0.75 NETH GOVT 280715	40,000	13,271.36	5,308,544	13,360.83	5,344,335	0.750000	2028/7/15	2.17
イギリス	国債証券	4.25 GILT 551207	20,000	24,416.55	4,883,310	24,342.79	4,868,558	4.250000	2055/12/7	1.97
オースト ラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 271121	50,000	8,315.05	4,157,525	8,403.52	4,201,761	2.750000	2027/11/21	1.70
イタリア	国債証券	3 ITALY GOVT 290801	30,000	13,688.71	4,106,614	13,707.19	4,112,158	3.000000	2029/8/1	1.67
フランス	国債証券	0.5 O.A.T 260525	30,000	12,849.48	3,854,846	12,891.83	3,867,549	0.500000	2026/5/25	1.57
カナダ	国債証券	1.5 CAN GOVT 260601	30,000	8,288.65	2,486,598	8,284.77	2,485,432	1.500000	2026/6/1	1.01
イギリス	国債証券	4.25 GILT 360307	10,000	19,385.68	1,938,568	19,470.43	1,947,043	4.250000	2036/3/7	0.79
カナダ	国債証券	2.25 CAN GOVT 290601	20,000	8,829.56	1,765,913	8,841.14	1,768,228	2.250000	2029/6/1	0.72
イギリス	国債証券	5 GILT 250307	10,000	16,471.83	1,647,183	16,533.20	1,653,320	5.000000	2025/3/7	0.67
イギリス	国債証券	0.5 GILT 220722	10,000	13,211.36	1,321,136	13,244.11	1,324,411	0.500000	2022/7/22	0.54
アイルラ ンド	国債証券	1.1 IRISH GOVT 290515	10,000	13,261.90	1,326,190	13,227.12	1,322,712	1.100000	2029/5/15	0.54
アイルラ ンド	国債証券	1 IRISH GOVT 260515	10,000	13,100.88	1,310,088	13,069.48	1,306,948	1.000000	2026/5/15	0.53
ドイツ	国債証券	0.5 BUND 260215	10,000	13,019.42	1,301,942	13,055.45	1,305,545	0.500000	2026/2/15	0.53
南アフリ カ	国債証券	8.875 SOUTH AFRIC 350228	180,000	739.43	1,330,982	717.71	1,291,895	8.875000	2035/2/28	0.52
イタリア	国債証券	2 ITALY GOVT 251201	10,000	12,796.15	1,279,615	12,797.32	1,279,732	2.000000	2025/12/1	0.52
ポーラン ド	国債証券	4 POLAND 231025	40,000	3,071.89	1,228,756	3,069.63	1,227,854	4.000000	2023/10/25	0.50
メキシコ	国債証券	8.5 MEXICAN BONOS 381118	200,000	607.39	1,214,783	606.81	1,213,632	8.500000	2038/11/18	0.49
メキシコ	国債証券	6.5 MEXICAN BONOS 210610	150,000	561.17	841,756	561.63	842,457	6.500000	2021/6/10	0.34

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.50
合計	97.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

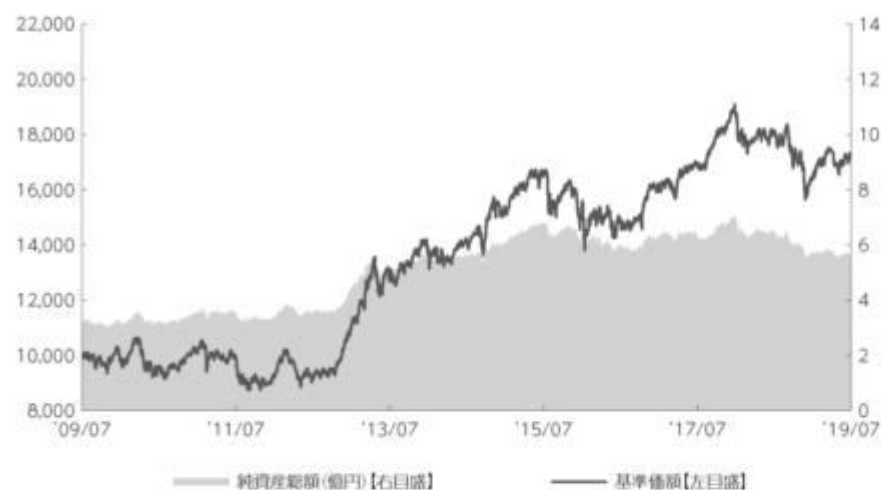


運用実績

2019年7月31日現在

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型

■基準価額・純資産の推移 2009年7月31日～2019年7月31日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	17,273円
純資産総額	5.5億円

■分配の推移

2019年7月	0円
2018年7月	0円
2017年7月	0円
2016年7月	0円
2015年7月	0円
2014年7月	0円
設定来累計	0円

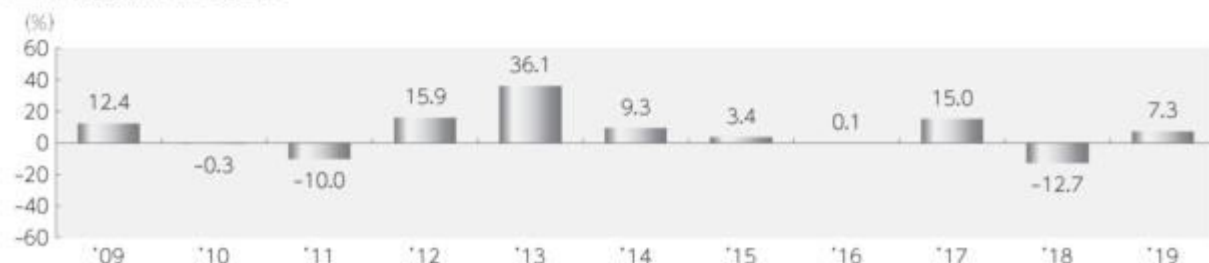
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	39.1%	1 円	72.3%	第一三共	株式	医薬品	日本	1.7%
国内債券	27.7%	2 アメリカドル	13.7%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.7%
外国株式	19.6%	3 ユーロ	6.0%	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	日本	1.6%
外国債券	7.8%	4 イギリスポンド	3.0%	資生堂	株式	化学	日本	1.3%
		5 スイスフラン	1.4%	三菱商事	株式	卸売業	日本	1.1%
		6 オーストラリアドル	1.2%	2.25 T-NOTE 210430	債券	国債	アメリカ	1.3%
		7 カナダドル	0.7%	2.5 T-NOTE 240515	債券	国債	アメリカ	0.8%
		8 シンガポールドル	0.6%	2.05 ITALY GOVT 270801	債券	国債	イタリア	0.7%
コールローン他 (負債控除後)	5.8%	9 デンマーククローネ	0.3%	第20回みずほ銀行(劣後特約付)	債券	社債	日本	0.7%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.3%	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	債券	社債	日本	0.7%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移

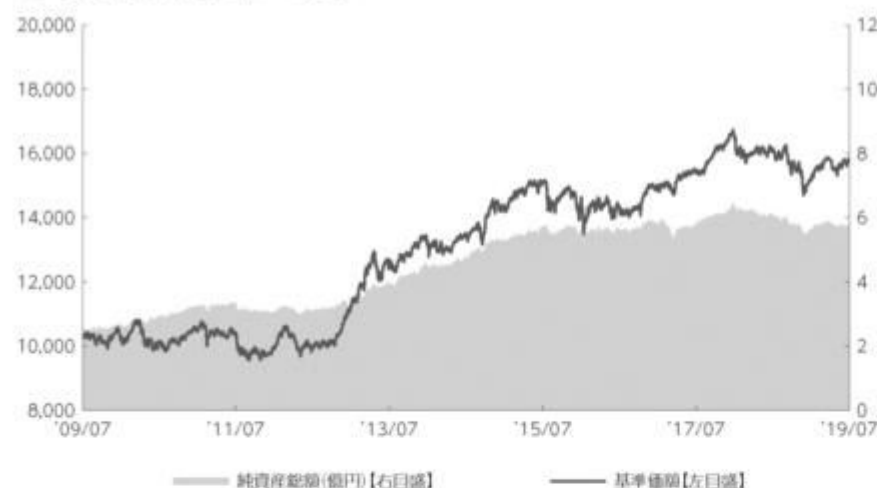


- ・収益率は基準価額で計算
- ・2019年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型

■基準価額・純資産の推移 2009年7月31日～2019年7月31日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,795円
純資産総額	5.7億円

■分配の推移

2019年 7月	0円
2018年 7月	0円
2017年 7月	0円
2016年 7月	0円
2015年 7月	0円
2014年 7月	0円
設定来累計	0円

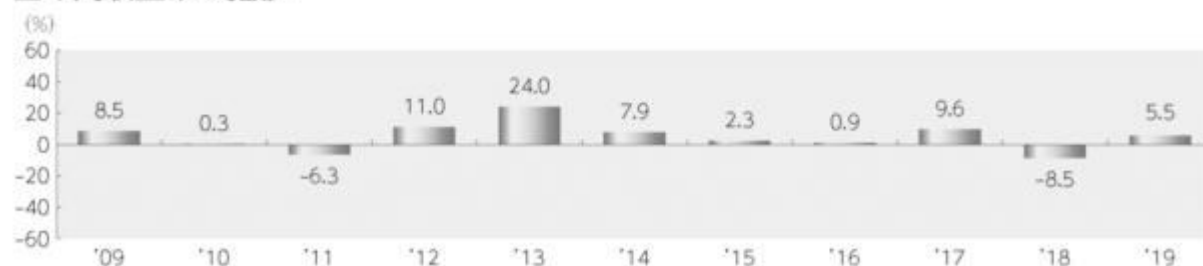
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	25.5%	1 円	79.2%	第一三共	株式	医薬品	日本	1.1%
国内債券	47.9%	2 アメリカドル	10.2%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.1%
外国株式	13.7%	3 ユーロ	4.7%	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	日本	1.0%
外国債券	6.8%	4 イギリスポンド	2.2%	資生堂	株式	化学	日本	0.9%
		5 スイスフラン	0.9%	三菱商事	株式	卸売業	日本	0.7%
		6 オーストラリアドル	0.8%	第20回みずほ銀行(劣後特約付)	債券	社債	日本	1.2%
		7 カナダドル	0.5%	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	債券	社債	日本	1.2%
		8 シンガポールドル	0.4%	第15回パナソニック	債券	社債	日本	1.2%
		9 デンマーククローネ	0.2%	第19回大和証券グループ本社	債券	社債	日本	1.2%
		10 スウェーデンクローネ	0.2%	第19回ルノー	債券	社債	日本	1.2%
コールローン他 (負債控除後)	6.1%							
合計	100.0%							

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移

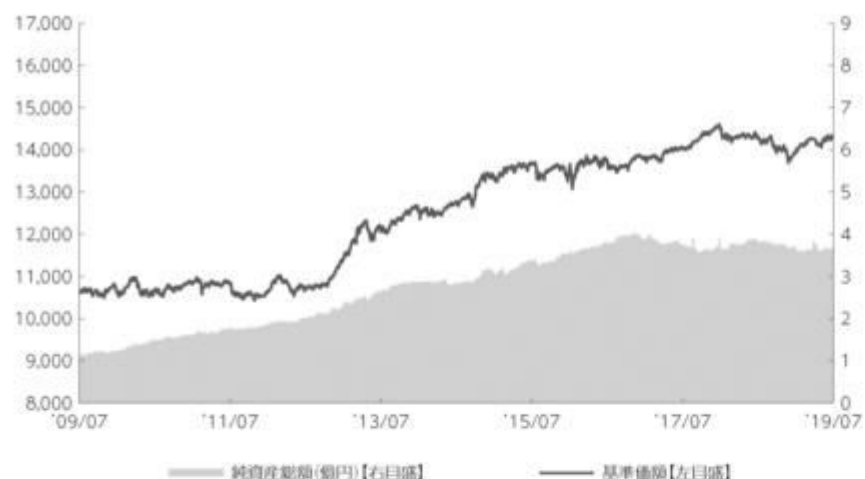


- ・収益率は基準価額で計算
- ・2019年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型

■基準価額・純資産の推移 2009年7月31日～2019年7月31日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	14,327円
純資産総額	3.7億円

■分配の推移

2019年7月	0円
2018年7月	0円
2017年7月	0円
2016年7月	0円
2015年7月	0円
2014年7月	0円
設定来累計	0円

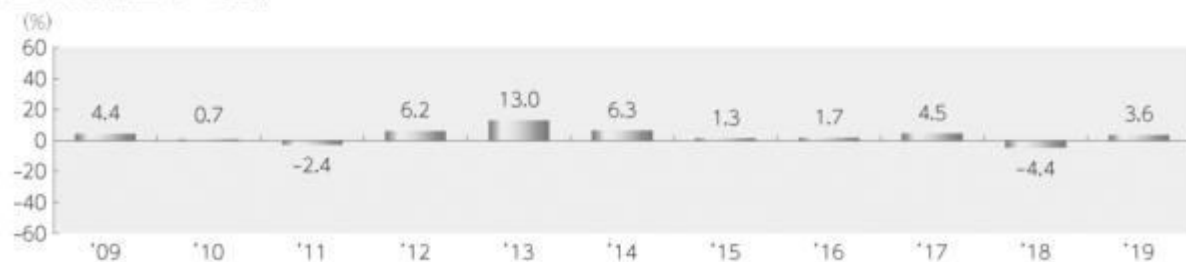
●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
国内株式	12.7%	1 円	87.1%	第一三共	株式	医薬品	日本	0.6%
国内債券	68.2%	2 アメリカドル	6.3%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.5%
外国株式	6.8%	3 ユーロ	3.3%	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	日本	0.5%
外国債券	5.8%	4 イギリスポンド	1.3%	資生堂	株式	化学	日本	0.4%
		5 スイスフラン	0.5%	三菱商事	株式	卸売業	日本	0.4%
		6 オーストラリアドル	0.5%	第20回みずほ銀行(劣後特約付)	債券	社債	日本	1.8%
		7 カナダドル	0.3%	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	債券	社債	日本	1.7%
		8 シンガポールドル	0.2%	第15回パナソニック	債券	社債	日本	1.7%
コールローン他 (負債控除後)	6.5%	9 デンマーククローネ	0.1%	第19回大和証券グループ本社	債券	社債	日本	1.7%
合計	100.0%	10 スウェーデンクローネ	0.1%	第19回ルノー	債券	社債	日本	1.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2019年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

1円以上1円単位

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価し

ます。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2002年1月31日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年7月23日から翌年7月22日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、

またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の6ヵ月前までに相手方に対し書面による契約終了の申し出がない限り、1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託

会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成30年7月24日から令和1年7月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,461,618	21,410,909
親投資信託受益証券	624,303,662	551,365,645
未収入金	324,435	35,865
流動資産合計	649,089,715	572,812,419
資産合計	649,089,715	572,812,419
負債の部		
流動負債		
未払解約金	228,638	92,113
未払受託者報酬	275,277	242,307
未払委託者報酬	4,886,068	4,300,806
未払利息	47	41
その他未払費用	12,325	10,888
流動負債合計	5,402,355	4,646,155
負債合計	5,402,355	4,646,155
純資産の部		
元本等		
元本	358,026,377	331,956,809
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	285,660,983	236,209,455
（分配準備積立金）	142,510,397	120,258,346
元本等合計	643,687,360	568,166,264
純資産合計	643,687,360	568,166,264
負債純資産合計	649,089,715	572,812,419

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
営業収益		
受取利息	121	21
有価証券売買等損益	48,101,579	△20,572,474
営業収益合計	48,101,700	△20,572,453
営業費用		
支払利息	12,766	11,829
受託者報酬	559,255	506,166
委託者報酬	9,926,688	8,984,227
その他費用	25,044	22,867
営業費用合計	10,523,753	9,525,089
営業利益又は営業損失（△）	37,577,947	△30,097,542
経常利益又は経常損失（△）	37,577,947	△30,097,542
当期純利益又は当期純損失（△）	37,577,947	△30,097,542
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,317,428	△3,982,211
期首剰余金又は期首欠損金（△）	260,080,034	285,660,983
剰余金増加額又は欠損金減少額	46,338,200	24,106,347
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	46,338,200	24,106,347
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,017,770	47,442,544
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,017,770	47,442,544
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	285,660,983	236,209,455

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成30年 7月24日から令和 1年 7月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1. 期首元本額	373,678,229円	358,026,377円
期中追加設定元本額	58,362,721円	33,613,844円
期中一部解約元本額	74,014,573円	59,683,412円
2. 受益権の総数	358,026,377口	331,956,809口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,888,714円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>23,371,805円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>185,920,417円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>111,249,878円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>328,430,814円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>358,026,377口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>9,173円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,888,714円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,371,805円	収益調整金額	C	185,920,417円	分配準備積立金額	D	111,249,878円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328,430,814円	当ファンドの期末残存口数	F	358,026,377口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,173円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>453,753円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>184,789,860円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>119,804,593円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>305,048,206円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>331,956,809口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>9,189円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	453,753円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	184,789,860円	分配準備積立金額	D	119,804,593円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	305,048,206円	当ファンドの期末残存口数	F	331,956,809口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,189円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	7,888,714円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,371,805円																																															
収益調整金額	C	185,920,417円																																															
分配準備積立金額	D	111,249,878円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328,430,814円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	358,026,377口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,173円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	453,753円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																															
収益調整金額	C	184,789,860円																																															
分配準備積立金額	D	119,804,593円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	305,048,206円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	331,956,809口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	9,189円																																															

第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日			第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日		
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左

区分	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	37,753,749	△15,471,480
合計	37,753,749	△15,471,480

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7979円 (17,979円)	1.7116円 (17,116円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本株式マザーファンド	75,195,178	226,924,008	
	日本債券マザーファンド	109,259,157	164,664,475	
	外国株式マザーファンド	46,504,431	114,298,590	
	外国債券マザーファンド	21,430,928	45,478,572	
合計		252,389,694	551,365,645	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,691,354	21,115,918
親投資信託受益証券	589,132,899	555,761,647
未収入金	796,961	32,613
流動資産合計	612,621,214	576,910,178
資産合計	612,621,214	576,910,178
負債の部		
流動負債		
未払解約金	897,298	-
未払受託者報酬	230,022	214,676
未払委託者報酬	4,206,072	3,925,278
未払利息	43	41
その他未払費用	11,768	11,028
流動負債合計	5,345,203	4,151,023
負債合計	5,345,203	4,151,023
純資産の部		
元本等		
元本	377,905,058	365,019,828
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	229,370,953	207,739,327
（分配準備積立金）	104,884,739	95,377,161
元本等合計	607,276,011	572,759,155
純資産合計	607,276,011	572,759,155
負債純資産合計	612,621,214	576,910,178

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
営業収益		
受取利息	107	20
有価証券売買等損益	31,161,449	△5,549,175
営業収益合計	31,161,556	△5,549,155
営業費用		
支払利息	11,865	11,375
受託者報酬	460,557	436,218
委託者報酬	8,421,486	7,976,269
その他費用	23,566	22,510
営業費用合計	8,917,474	8,446,372
営業利益又は営業損失（△）	22,244,082	△13,995,527
経常利益又は経常損失（△）	22,244,082	△13,995,527
当期純利益又は当期純損失（△）	22,244,082	△13,995,527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,806,840	△1,195,974
期首剰余金又は期首欠損金（△）	202,707,836	229,370,953
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,051,251	12,590,719
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,051,251	12,590,719
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,825,376	21,422,792
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,825,376	21,422,792
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	229,370,953	207,739,327

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成30年 7月24日から令和 1年 7月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1. 期首元本額	370,226,523円	377,905,058円
期中追加設定元本額	63,581,665円	22,478,576円
期中一部解約元本額	55,903,130円	35,363,806円
2. 受益権の総数	377,905,058口	365,019,828口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,998,042円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>13,439,200円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>143,547,398円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>85,447,497円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>248,432,137円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>377,905,058口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,573円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,998,042円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,439,200円	収益調整金額	C	143,547,398円	分配準備積立金額	D	85,447,497円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	248,432,137円	当ファンドの期末残存口数	F	377,905,058口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,573円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>42,631円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>144,665,245円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>95,334,530円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>240,042,406円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>365,019,828口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>6,576円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	42,631円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	144,665,245円	分配準備積立金額	D	95,334,530円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,042,406円	当ファンドの期末残存口数	F	365,019,828口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,576円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	5,998,042円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,439,200円																																															
収益調整金額	C	143,547,398円																																															
分配準備積立金額	D	85,447,497円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	248,432,137円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	377,905,058口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,573円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	42,631円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																															
収益調整金額	C	144,665,245円																																															
分配準備積立金額	D	95,334,530円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,042,406円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	365,019,828口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,576円																																															

第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日			第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日		
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左

区分	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	23,170,585	△2,900,199
合計	23,170,585	△2,900,199

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6070円 (16,070円)	1.5691円 (15,691円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本株式マザーファンド	49,255,902	148,644,461	
	日本債券マザーファンド	190,167,026	286,600,724	
	外国株式マザーファンド	32,693,544	80,354,192	
	外国債券マザーファンド	18,925,720	40,162,270	
合計		291,042,192	555,761,647	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,801,946	12,975,180
親投資信託受益証券	374,557,609	353,476,803
未収入金	74,532	17,261
流動資産合計	388,434,087	366,469,244
資産合計	388,434,087	366,469,244
負債の部		
流動負債		
未払解約金	43,230	223,265
未払受託者報酬	120,053	116,289
未払委託者報酬	2,080,925	2,015,545
未払利息	26	25
その他未払費用	7,143	6,944
流動負債合計	2,251,377	2,362,068
負債合計	2,251,377	2,362,068
純資産の部		
元本等		
元本	270,144,459	255,233,729
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	116,038,251	108,873,447
（分配準備積立金）	28,793,092	22,199,638
元本等合計	386,182,710	364,107,176
純資産合計	386,182,710	364,107,176
負債純資産合計	388,434,087	366,469,244

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
営業収益		
受取利息	73	10
有価証券売買等損益	10,638,461	3,213,287
営業収益合計	10,638,534	3,213,297
営業費用		
支払利息	7,141	7,310
受託者報酬	239,537	238,932
委託者報酬	4,151,916	4,141,217
その他費用	14,254	14,345
営業費用合計	4,412,848	4,401,804
営業利益又は営業損失（△）	6,225,686	△1,188,507
経常利益又は経常損失（△）	6,225,686	△1,188,507
当期純利益又は当期純損失（△）	6,225,686	△1,188,507
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,074,996	△997,115
期首剰余金又は期首欠損金（△）	108,105,085	116,038,251
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,840,324	22,328,415
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,840,324	22,328,415
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,057,848	29,301,827
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,057,848	29,301,827
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	116,038,251	108,873,447

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成30年 7月24日から令和 1年 7月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1. 期首元本額	266,771,350円	270,144,459円
期中追加設定元本額	94,109,927円	53,516,806円
期中一部解約元本額	90,736,818円	68,427,536円
2. 受益権の総数	270,144,459口	255,233,729口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,176,902円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>1,973,788円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>87,245,159円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>24,642,402円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>116,038,251円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>270,144,459口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,295円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,176,902円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,973,788円	収益調整金額	C	87,245,159円	分配準備積立金額	D	24,642,402円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	116,038,251円	当ファンドの期末残存口数	F	270,144,459口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,295円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>86,673,809円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>22,199,638円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>108,873,447円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>255,233,729口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,265円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	86,673,809円	分配準備積立金額	D	22,199,638円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	108,873,447円	当ファンドの期末残存口数	F	255,233,729口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,265円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	2,176,902円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,973,788円																																															
収益調整金額	C	87,245,159円																																															
分配準備積立金額	D	24,642,402円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	116,038,251円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	270,144,459口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,295円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	86,673,809円																																															
分配準備積立金額	D	22,199,638円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	108,873,447円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	255,233,729口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,265円																																															

第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日			第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日		
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	－円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 平成29年 7月25日 至 平成30年 7月23日	第18期 自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左

区分	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,512,783	4,712,697
合計	6,512,783	4,712,697

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 [平成30年 7月23日現在]	第18期 [令和 1年 7月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4295円 (14,295円)	1.4266円 (14,266円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本株式マザーファンド	15,665,779	47,276,187	
	日本債券マザーファンド	171,719,306	258,798,166	
	外国株式マザーファンド	10,374,856	25,499,321	
	外国債券マザーファンド	10,321,441	21,903,129	
合計		208,081,382	353,476,803	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 1年 7月22日現在]

資産の部

[令和 1年 7月22日現在]

流動資産	
コール・ローン	90,842,807
株式	2,834,836,980
未収入金	51,699,272
未収配当金	2,559,610
流動資産合計	2,979,938,669
資産合計	2,979,938,669
負債の部	
流動負債	
未払金	50,096,084
未払解約金	278,290
未払利息	177
その他未払費用	201
流動負債合計	50,374,752
負債合計	50,374,752
純資産の部	
元本等	
元本	970,748,531
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,958,815,386
元本等合計	2,929,563,917
純資産合計	2,929,563,917
負債純資産合計	2,979,938,669

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 1年 7月22日現在]
1. 期首	平成30年 7月24日
期首元本額	1,249,643,414円
期中追加設定元本額	287,845,401円
期中一部解約元本額	566,740,284円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ 積立ファンド（日本バランス型）	442,739,714円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	121,779,201円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	73,274,643円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスVA	7,508,138円
三菱ＵＦＪ 国内バランス20	185,329,976円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 20型	15,665,779円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 40型	49,255,902円
三菱ＵＦＪ <DC>グローバルバランス 60型	75,195,178円
合計	970,748,531円

	[令和 1年 7月22日現在]
2. 受益権の総数	970,748,531口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1年 7月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 1年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△72,053,396
合計	△72,053,396

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 1年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	3.0178円
(1万口当たり純資産額)	(30,178円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1)株式

（単位：円）

	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1801	大成建設	2,300	3,805.00	8,751,500	
1861	熊谷組	13,300	2,933.00	39,008,900	
1893	五洋建設	54,300	523.00	28,398,900	
2267	ヤクルト本社	3,800	6,220.00	23,636,000	
2871	ニチレイ	20,900	2,636.00	55,092,400	
3402	東レ	62,100	766.20	47,581,020	
4004	昭和電工	7,400	2,910.00	21,534,000	
4063	信越化学工業	3,100	10,040.00	31,124,000	
4186	東京応化工業	8,900	3,430.00	30,527,000	

4208	宇部興産	6,000	2,212.00	13,272,000	
4369	トリケミカル研究所	7,400	5,260.00	38,924,000	
4911	資生堂	12,000	7,970.00	95,640,000	
4921	ファンケル	15,700	2,641.00	41,463,700	
4516	日本新薬	4,400	7,940.00	34,936,000	
4552	J C R ファーマ	4,900	6,850.00	33,565,000	
4568	第一三共	19,100	6,255.00	119,470,500	
5706	三井金属鉱業	5,800	2,539.00	14,726,200	
5713	住友金属鉱山	9,900	3,268.00	32,353,200	
6101	ツガミ	32,600	903.00	29,437,800	
6134	F U J I	10,800	1,400.00	15,120,000	
6145	日特エンジニアリング	5,400	2,934.00	15,843,600	
6301	小松製作所	2,400	2,485.00	5,964,000	
6326	クボタ	16,200	1,701.00	27,556,200	
6383	ダイフク	5,400	5,860.00	31,644,000	
4062	イビデン	7,300	1,840.00	13,432,000	
6501	日立製作所	16,200	3,946.00	63,925,200	
6506	安川電機	11,500	3,625.00	41,687,500	
6594	日本電産	3,300	13,970.00	46,101,000	
6750	エレコム	7,900	3,795.00	29,980,500	
6754	アンリツ	16,600	1,869.00	31,025,400	
6762	T D K	1,900	8,260.00	15,694,000	
6841	横河電機	14,100	2,008.00	28,312,800	
6857	アドバンテスト	4,500	3,300.00	14,850,000	
6861	キーエンス	900	65,420.00	58,878,000	
6963	ローム	1,800	7,350.00	13,230,000	
6967	新光電気工業	28,000	956.00	26,768,000	
6976	太陽誘電	13,400	2,176.00	29,158,400	
6981	村田製作所	5,700	4,684.00	26,698,800	
7276	小糸製作所	4,500	5,810.00	26,145,000	
8035	東京エレクトロン	3,500	17,270.00	60,445,000	
6902	デンソー	5,400	4,793.00	25,882,200	
7202	いすゞ自動車	8,600	1,211.00	10,414,600	
7203	トヨタ自動車	17,800	7,091.00	126,219,800	
7269	スズキ	5,100	4,476.00	22,827,600	
7282	豊田合成	13,000	2,110.00	27,430,000	
7309	シマノ	900	15,290.00	13,761,000	
4543	テルモ	8,900	3,106.00	27,643,400	
7701	島津製作所	10,000	2,571.00	25,710,000	
7741	H O Y A	3,700	8,000.00	29,600,000	
7747	朝日インテック	21,400	2,761.00	59,085,400	
7951	ヤマハ	5,900	5,140.00	30,326,000	

7974	任天堂	800	40,210.00	32,168,000	
9009	京成電鉄	6,000	3,970.00	23,820,000	
9086	日立物流	1,400	3,380.00	4,732,000	
9143	S Gホールディングス	9,800	3,015.00	29,547,000	
9201	日本航空	3,100	3,445.00	10,679,500	
3626	T I S	7,300	5,530.00	40,369,000	
3769	GMOペイメントゲートウェイ	7,700	7,410.00	57,057,000	
4689	ヤフー	127,900	326.00	41,695,400	
4768	大塚商会	3,000	4,245.00	12,735,000	
8056	日本ユニシス	15,100	3,495.00	52,774,500	
9433	K D D I	10,600	2,882.00	30,549,200	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	6,500	3,515.00	22,847,500	
9984	ソフトバンクグループ	20,400	5,239.00	106,875,600	
8058	三菱商事	28,400	2,925.00	83,070,000	
3563	スシローグローバルホールディングス	4,100	6,660.00	27,306,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	4,500	6,820.00	30,690,000	
8252	丸井グループ	12,200	2,311.00	28,194,200	
9983	ファーストリテイリング	500	68,460.00	34,230,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	135,900	524.90	71,333,910	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	13,800	3,844.00	53,047,200	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	11,500	1,985.00	22,827,500	
8473	S B I ホールディングス	11,800	2,642.00	31,175,600	
8750	第一生命ホールディングス	16,600	1,604.50	26,634,700	
8766	東京海上ホールディングス	8,600	5,721.00	49,200,600	
8801	三井不動産	16,300	2,510.50	40,921,150	
2413	エムスリー	27,100	1,994.00	54,037,400	
2427	アウトソーシング	41,900	1,325.00	55,517,500	
合 計		1,128,700		2,834,836,980	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 1年 7月22日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	266,560,579
国債証券	4,745,336,200
社債券	3,126,453,000
未収入金	100,549,000
未収利息	16,627,152
前払費用	277,636
流動資産合計	8,255,803,567
資産合計	8,255,803,567
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,911,143
未払利息	520
その他未払費用	770
流動負債合計	1,912,433
負債合計	1,912,433
純資産の部	
元本等	
元本	5,476,637,184
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,777,253,950
元本等合計	8,253,891,134
純資産合計	8,253,891,134
負債純資産合計	8,255,803,567

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 1年 7月22日現在]
1. 期首	平成30年 7月24日
期首元本額	5,669,120,814円
期中追加設定元本額	644,279,894円
期中一部解約元本額	836,763,524円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	1,913,581,292円
三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドＦ（適格機関投資家限定）	61,365,738円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	175,710,788円

	[令和 1年 7月22日現在]
三菱UFJ グローバルバランス（安定型）	283,580,278円
三菱UFJ グローバルバランスVA	28,709,422円
三菱UFJ 国内バランス20	1,251,038,882円
三菱UFJ <DC>日本債券ファンド	1,291,505,295円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	171,719,306円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	190,167,026円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	109,259,157円
合計	5,476,637,184円
2. 受益権の総数	5,476,637,184口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

区分	[令和 1年 7月22日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 1年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	178,100,400
社債券	△2,425,000
合計	175,675,400

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 1年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	1.5071円
(1万口当たり純資産額)	(15,071円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第５回利付国債（４０年）	70,000,000	104,616,400	
	第７回利付国債（４０年）	50,000,000	71,082,500	
	第１０回利付国債（４０年）	30,000,000	35,139,000	
	第１１回利付国債（４０年）	40,000,000	45,509,200	
	第１２回利付国債（４０年）	10,000,000	10,307,000	
	第３４２回利付国債（１０年）	100,000,000	102,265,000	
	第３４３回利付国債（１０年）	20,000,000	20,470,400	
	第３４４回利付国債（１０年）	100,000,000	102,440,000	
	第３４５回利付国債（１０年）	40,000,000	41,010,400	
	第３４６回利付国債（１０年）	60,000,000	61,543,200	
	第３５０回利付国債（１０年）	40,000,000	41,038,800	
	第３５１回利付国債（１０年）	40,000,000	41,032,400	
	第３５２回利付国債（１０年）	80,000,000	82,009,600	
	第３５４回利付国債（１０年）	80,000,000	81,959,200	
	第２３回利付国債（３０年）	50,000,000	69,780,000	
	第２６回利付国債（３０年）	60,000,000	83,365,800	
	第２７回利付国債（３０年）	40,000,000	56,568,800	
	第２８回利付国債（３０年）	30,000,000	42,640,500	
	第２９回利付国債（３０年）	20,000,000	28,197,800	
	第３０回利付国債（３０年）	40,000,000	55,940,400	
	第３１回利付国債（３０年）	20,000,000	27,698,200	
	第３２回利付国債（３０年）	40,000,000	56,495,600	
	第３３回利付国債（３０年）	20,000,000	27,170,800	
	第３４回利付国債（３０年）	50,000,000	70,320,000	
	第３６回利付国債（３０年）	60,000,000	82,603,200	
	第３７回利付国債（３０年）	40,000,000	54,449,600	
	第３９回利付国債（３０年）	50,000,000	68,535,500	
	第４０回利付国債（３０年）	10,000,000	13,500,900	
	第４２回利付国債（３０年）	70,000,000	93,141,300	
	第４４回利付国債（３０年）	20,000,000	26,706,800	
	第４６回利付国債（３０年）	40,000,000	51,619,600	
	第４７回利付国債（３０年）	20,000,000	26,345,600	
	第４８回利付国債（３０年）	10,000,000	12,699,100	
	第４９回利付国債（３０年）	20,000,000	25,414,800	
	第５０回利付国債（３０年）	50,000,000	55,963,500	
	第５３回利付国債（３０年）	10,000,000	10,678,700	
	第５４回利付国債（３０年）	80,000,000	89,642,400	
	第５８回利付国債（３０年）	130,000,000	145,615,600	

第60回利付国債（30年）	60,000,000	68,823,000	
第94回利付国債（20年）	40,000,000	47,209,200	
第96回利付国債（20年）	40,000,000	47,431,600	
第98回利付国債（20年）	90,000,000	107,218,800	
第99回利付国債（20年）	150,000,000	179,437,500	
第100回利付国債（20年）	60,000,000	72,558,600	
第103回利付国債（20年）	40,000,000	48,938,000	
第105回利付国債（20年）	80,000,000	96,810,400	
第108回利付国債（20年）	30,000,000	35,870,400	
第110回利付国債（20年）	40,000,000	48,771,600	
第111回利付国債（20年）	40,000,000	49,356,000	
第113回利付国債（20年）	40,000,000	49,134,800	
第114回利付国債（20年）	60,000,000	73,964,400	
第116回利付国債（20年）	30,000,000	37,432,800	
第118回利付国債（20年）	50,000,000	61,547,000	
第121回利付国債（20年）	20,000,000	24,473,600	
第123回利付国債（20年）	50,000,000	62,516,500	
第125回利付国債（20年）	30,000,000	37,981,500	
第128回利付国債（20年）	40,000,000	49,374,400	
第130回利付国債（20年）	40,000,000	49,054,400	
第132回利付国債（20年）	40,000,000	48,680,800	
第136回利付国債（20年）	60,000,000	72,426,000	
第137回利付国債（20年）	10,000,000	12,226,100	
第140回利付国債（20年）	50,000,000	61,268,000	
第141回利付国債（20年）	50,000,000	61,399,000	
第143回利付国債（20年）	50,000,000	60,842,500	
第145回利付国債（20年）	70,000,000	86,312,100	
第146回利付国債（20年）	20,000,000	24,709,800	
第147回利付国債（20年）	60,000,000	73,463,400	
第148回利付国債（20年）	80,000,000	96,948,800	
第149回利付国債（20年）	70,000,000	84,958,300	
第150回利付国債（20年）	70,000,000	84,030,100	
第152回利付国債（20年）	80,000,000	93,855,200	
第153回利付国債（20年）	30,000,000	35,693,400	
第154回利付国債（20年）	70,000,000	82,246,500	
第155回利付国債（20年）	60,000,000	68,607,600	
第158回利付国債（20年）	60,000,000	63,619,800	
第159回利付国債（20年）	60,000,000	64,581,000	
第160回利付国債（20年）	20,000,000	21,873,200	
第162回利付国債（20年）	60,000,000	64,488,000	
第164回利付国債（20年）	10,000,000	10,558,500	
第166回利付国債（20年）	100,000,000	109,126,000	

国債証券 合計		3,950,000,000	4,745,336,200	
社債券	第23回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100,153,000	
	第3回マラヤン・バンキング（2019）	100,000,000	100,194,000	
	第1回パークレイズ・ピーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	100,699,000	
	第19回ルノー	200,000,000	199,548,000	
	第11回ウエストパック・バンキング・コーポレーション	100,000,000	100,271,000	
	第3回ソシエテ ジェネラル円貨社債（2018）	100,000,000	101,342,000	
	NATWEST MARKETS	100,000,000	99,998,000	
	UBS GROUP FUNDING (SWITZERLAND)	100,000,000	100,272,000	
	第5回ヤフー	100,000,000	100,139,000	
	第53回日本電気	100,000,000	100,125,000	
	第15回パナソニック	200,000,000	200,498,000	
	第1回明治安田生命2017基金	100,000,000	100,213,000	
	第28回三菱東京UFJ銀行（劣後特約付）	200,000,000	204,246,000	
	第20回みずほ銀行（劣後特約付）	200,000,000	207,800,000	
	第34回リコーリース	100,000,000	100,080,000	
	第5回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,087,000	
	第75回アコム	100,000,000	100,127,000	
	第68回三菱UFJリース	100,000,000	99,887,000	
	第19回大和証券グループ本社	200,000,000	200,336,000	
	第1回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,212,000	
	第82回東海旅客鉄道	100,000,000	99,991,000	
	第497回関西電力	100,000,000	104,442,000	
	第527回関西電力	100,000,000	100,424,000	
	第532回関西電力	100,000,000	99,876,000	
	第469回東北電力	100,000,000	105,408,000	
	第450回九州電力	100,000,000	100,085,000	
社債券 合計		3,100,000,000	3,126,453,000	
合計		7,050,000,000	7,871,789,200	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 1年 7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	56,939,042
コール・ローン	94,260,778
株式	9,336,943,021
派生商品評価勘定	140,823
未収入金	107,106,076
未収配当金	13,074,382
流動資産合計	9,608,464,122
資産合計	9,608,464,122
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	257,542
未払金	114,195,150
未払解約金	1,592,381
未払利息	184
その他未払費用	205
流動負債合計	116,045,462
負債合計	116,045,462
純資産の部	
元本等	
元本	3,862,229,167
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,630,189,493
元本等合計	9,492,418,660
純資産合計	9,492,418,660
負債純資産合計	9,608,464,122

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和 1年 7月22日現在]
1. 期首	平成30年 7月24日
期首元本額	3,687,155,912円
期中追加設定元本額	340,528,193円
期中一部解約元本額	165,454,938円

	[令和 1年 7月22日現在]
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	592,993,368円
三菱UFJ グローバルバランス（積極型）	75,341,010円
三菱UFJ グローバルバランス（安定型）	48,860,306円
三菱UFJ グローバルバランスVA	5,004,432円
三菱UFJ <DC>海外株式オープン	3,050,457,220円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	10,374,856円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	32,693,544円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	46,504,431円
合計	3,862,229,167円
2. 受益権の総数	3,862,229,167口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあります。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 1年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	438,548,222
合計	438,548,222

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 1年 7月22日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	12,211,508	—	12,209,372	△2,136
	ユーロ	64,011,439	—	64,152,262	140,823
	売建				
	アメリカドル	64,011,439	—	64,261,415	△249,976
	イギリスポンド	12,211,508	—	12,216,938	△5,430
合計		152,445,894	—	152,839,987	△116,719

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 1年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	2.4578円
(1万口当たり純資産額)	(24,578円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1)株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	INTERNATIONAL PAPER CO	54,402	43.24	2,352,342.48	
	3M CO	6,973	172.61	1,203,609.53	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	12,733	132.39	1,685,721.87	
	HASBRO INC	10,019	107.66	1,078,645.54	
	GENUINE PARTS CO	25,613	95.18	2,437,845.34	
	HOME DEPOT INC	4,242	213.04	903,715.68	
	ALTRIA GROUP INC	43,271	50.53	2,186,483.63	
	COCA-COLA CO/THE	45,345	51.39	2,330,279.55	
	PEPSICO INC	9,932	130.09	1,292,053.88	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	34,551	88.73	3,065,710.23	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	13,726	115.01	1,578,627.26	
	MEDTRONIC PLC	18,529	100.80	1,867,723.20	
	ABBVIE INC	25,783	68.54	1,767,166.82	

	JOHNSON & JOHNSON	18,869	130.31	2,458,819.39	
	PFIZER INC	51,695	42.77	2,210,995.15	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	19,528	36.83	719,216.24	
	M & T BANK CORP	7,730	162.87	1,258,985.10	
	US BANCORP	24,332	55.00	1,338,260.00	
	WELLS FARGO & CO	27,602	46.03	1,270,520.06	
	MICROSOFT CORP	6,545	136.62	894,177.90	
	PAYCHEX INC	14,623	84.56	1,236,520.88	
	CISCO SYSTEMS INC	44,709	57.36	2,564,508.24	
	TELUS CORP	74,875	36.92	2,764,385.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	11,512	117.26	1,349,897.12	
	アメリカドル 小計	607,139		41,816,210.09 (4,515,314,365)	
カナダドル	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	47,513	69.59	3,306,429.67	
	カナダドル 小計	47,513		3,306,429.67 (273,210,283)	
オーストラリアドル	AMCOR PLC-CDI	207,560	15.92	3,304,355.20	
	ANSELL LTD	47,877	26.98	1,291,721.46	
	SONIC HEALTHCARE LTD	68,717	27.91	1,917,891.47	
	オーストラリアドル 小計	324,154		6,513,968.13 (495,126,717)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	295,942	5.23	1,548,368.54	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	66,369	30.93	2,052,793.17	
	DIAGEO PLC	30,842	33.87	1,044,618.54	
	IMPERIAL BRANDS PLC	93,940	21.45	2,015,013.00	
	ASTRAZENECA PLC	14,245	63.90	910,255.50	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	114,161	16.46	1,879,546.70	
	イギリスポンド 小計	615,499		9,450,595.45 (1,275,924,891)	
スイスフラン	SGS SA-REG	331	2,406.00	796,386.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	9,172	85.54	784,572.88	
	NESTLE SA-REG	21,557	102.60	2,211,748.20	
	NOVARTIS AG-REG	23,882	92.70	2,213,861.40	
	スイスフラン 小計	54,942		6,006,568.48 (659,461,153)	
香港ドル	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	95,000	56.25	5,343,750.00	
	香港ドル 小計	95,000		5,343,750.00 (73,957,500)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	65,100	26.62	1,732,962.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	59,700	26.94	1,608,318.00	
	シンガポールドル 小計	124,800		3,341,280.00 (265,063,742)	

スウェーデンクローネ	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	133,595	92.52	12,360,209.40	
スウェーデンクローネ 小計		133,595		12,360,209.40 (142,142,408)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	27,564	319.00	8,792,916.00	
デンマーククローネ 小計		27,564		8,792,916.00 (142,621,097)	
ニュー台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	113,000	259.00	29,267,000.00	
ニュー台湾ドル 小計		113,000		29,267,000.00 (101,849,160)	
インドルピー	HERO MOTOCORP LTD	18,617	2,387.40	44,446,225.80	
インドルピー 小計		18,617		44,446,225.80 (70,225,036)	
ユーロ	KONE OYJ-B	23,401	51.70	1,209,831.70	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	17,294	76.30	1,319,532.20	
	RELX PLC	37,106	21.63	802,602.78	
	DEUTSCHE POST AG-REG	68,474	29.49	2,019,640.63	
	HEINEKEN NV	10,489	100.10	1,049,948.90	
	UNILEVER NV	33,693	53.77	1,811,672.61	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	37,182	38.94	1,447,867.08	
	SANOFI	16,878	74.57	1,258,592.46	
ユーロ 小計		244,517		10,919,688.36 (1,322,046,669)	
合 計		2,406,340		9,336,943,021 (9,336,943,021)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 24銘柄	100.00%	48.36%
カナダドル	株式 1銘柄	100.00%	2.93%
オーストラリアドル	株式 3銘柄	100.00%	5.30%
イギリスポンド	株式 6銘柄	100.00%	13.67%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.00%	7.06%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%	0.79%

シンガポールドル	株式	2銘柄	100.00%	2.84%
スウェーデンクローネ	株式	1銘柄	100.00%	1.52%
デンマーククローネ	株式	1銘柄	100.00%	1.53%
ニュー台湾ドル	株式	1銘柄	100.00%	1.09%
インドルピー	株式	1銘柄	100.00%	0.75%
ユーロ	株式	8銘柄	100.00%	14.16%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 1年 7月22日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,419,781
コール・ローン	605,569
国債証券	242,123,121
未収利息	1,184,382
前払費用	378,862
流動資産合計	246,711,715
資産合計	246,711,715
負債の部	
流動負債	
未払利息	1
その他未払費用	3
流動負債合計	4
負債合計	4
純資産の部	
元本等	
元本	116,258,148
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	130,453,563
元本等合計	246,711,711
純資産合計	246,711,711
負債純資産合計	246,711,715

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 1年 7月22日現在]
1. 期首	平成30年 7月24日
期首元本額	167,241,324円
期中追加設定元本額	13,967,196円
期中一部解約元本額	64,950,372円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	34,484,916円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	28,234,805円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスＶＡ	2,860,338円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ２０型	10,321,441円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ４０型	18,925,720円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ６０型	21,430,928円
合計	116,258,148円
2. 受益権の総数	116,258,148口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。

区分	自 平成30年 7月24日 至 令和 1年 7月22日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 1年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	10,693,614
合計	10,693,614

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 1年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	2.1221円
(1万口当たり純資産額)	(21,221円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	1.5 T-NOTE 260815	180,000.00	174,895.30	
		2.25 T-NOTE 210430	400,000.00	402,828.11	
		2.25 T-NOTE 270215	110,000.00	112,380.46	
		2.5 T-NOTE 240515	220,000.00	226,995.31	
		3.125 T-BOND 480515	160,000.00	177,787.50	
アメリカドル合計			1,070,000.00	1,094,886.68 (118,225,863)	
カナダドル	国債証券	1.5 CAN GOVT 260601	30,000.00	30,078.60	
		2.25 CAN GOVT 290601	20,000.00	21,361.00	
カナダドル合計			50,000.00	51,439.60 (4,250,454)	
オーストラリアドル	国債証券	2.75 AUST GOVT 271121	50,000.00	55,738.38	
オーストラリアドル合計			50,000.00	55,738.38 (4,236,674)	
イギリスポンド	国債証券	0.5 GILT 220722	10,000.00	10,010.88	
		4.25 GILT 320607	30,000.00	41,955.93	
		4.25 GILT 360307	10,000.00	14,689.46	
		4.25 GILT 551207	20,000.00	37,003.18	

		5 GILT 250307	10,000.00	12,481.50	
イギリスポンド合計			80,000.00	116,140.95 (15,680,189)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.5 NORWE GOVT 260219	20,000.00	20,206.00	
		3 NORWE GOVT 240314	10,000.00	10,762.47	
ノルウェークローネ合計			30,000.00	30,968.47 (389,893)	
メキシコペソ	国債証券	6.5 MEXICAN BONOS 210610	150,000.00	147,676.50	
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	200,000.00	213,120.00	
メキシコペソ合計			350,000.00	360,796.50 (2,049,324)	
ポーランドズロチ	国債証券	4 POLAND 231025	40,000.00	43,588.40	
ポーランドズロチ合計			40,000.00	43,588.40 (1,240,961)	
南アフリカランド	国債証券	8.875 SOUTH AFRIC 350228	180,000.00	174,212.42	
南アフリカランド合計			180,000.00	174,212.42 (1,348,404)	
ユーロ	国債証券	0.5 BUND 260215	10,000.00	10,742.98	
		0.5 O.A.T 260525	30,000.00	31,808.28	
		0.75 NETH GOVT 280715	40,000.00	43,803.48	
		0.75 O.A.T 281125	110,000.00	119,030.90	
		0.9 BEL GOVT 290622	50,000.00	54,501.25	
		1 IRISH GOVT 260515	10,000.00	10,810.20	
		1.1 IRISH GOVT 290515	10,000.00	10,943.07	
		1.45 SPAIN GOVT 271031	140,000.00	154,631.93	
		1.45 SPAIN GOVT 290430	40,000.00	44,264.84	
		2 ITALY GOVT 251201	10,000.00	10,558.76	
		2.05 ITALY GOVT 270801	180,000.00	190,033.35	
		3 ITALY GOVT 290801	30,000.00	33,885.75	
		5.5 BUND 310104	40,000.00	67,188.56	
ユーロ合計			700,000.00	782,203.35 (94,701,359)	
合計				242,123,121 (242,123,121)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	5銘柄	100.00%	48.83%
カナダドル	国債証券	2銘柄	100.00%	1.76%
オーストラリアドル	国債証券	1銘柄	100.00%	1.75%
イギリスポンド	国債証券	5銘柄	100.00%	6.48%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	100.00%	0.16%
メキシコペソ	国債証券	2銘柄	100.00%	0.85%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.51%
南アフリカランド	国債証券	1銘柄	100.00%	0.56%
ユーロ	国債証券	13銘柄	100.00%	39.11%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ６０型】

【純資産額計算書】

令和 1年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	557,598,438
II 負債総額	223,332
III 純資産総額（I－II）	557,375,106
IV 発行済口数	322,684,381口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.7273
（10,000口当たり）	(17,273)

【三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ４０型】

【純資産額計算書】

令和 1年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	578,714,354
II 負債総額	207,718
III 純資産総額（I－II）	578,506,636
IV 発行済口数	366,259,117口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.5795
（10,000口当たり）	(15,795)

【三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞グローバルバランス ２０型】

【純資産額計算書】

令和 1年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	370,751,111
II 負債総額	107,901
III 純資産総額（I－II）	370,643,210
IV 発行済口数	258,701,008口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.4327
（10,000口当たり）	(14,327)

(参考)

日本株式マザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,967,340,522
II 負債総額	1,900,213
III 純資産総額（I－II）	2,965,440,309
IV 発行済口数	965,661,432口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	3.0709
（10,000口当たり）	(30,709)

日本債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	8,514,671,029
II 負債総額	200,916,756
III 純資産総額（I－II）	8,313,754,273
IV 発行済口数	5,504,003,144口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.5105
（10,000口当たり）	(15,105)

外国株式マザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	9,739,699,526
II 負債総額	128,035,131
III 純資産総額（I－II）	9,611,664,395
IV 発行済口数	3,880,299,428口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.4770
（10,000口当たり）	(24,770)

外国債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 7月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	246,657,558
II 負債総額	4
III 純資産総額（I－II）	246,657,554
IV 発行済口数	115,918,118口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.1279
（10,000口当たり）	（21,279）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断し

たときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2019年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	885	13,059,701
追加型公社債投資信託	16	1,155,778
単位型株式投資信託	67	327,853
単位型公社債投資信託	2	11,024
合 計	970	14,554,356

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 54,140,307	※2 53,969,686
有価証券	19,967	1,403,513
前払費用	362,886	514,587
未収入金	2,109	2,284
未収委託者報酬	9,770,529	9,995,458
未収収益	※2 674,156	※2 560,483
金銭の信託	※2 30,000	※2 100,000
その他	224,645	153,256
流動資産合計	65,224,602	66,699,271

固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	760,010	※1	617,032
器具備品	※1	724,852	※1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	※1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	359,176	293,258
未払金		
未払収益分配金	174,333	170,281
未払償還金	456,159	448,695
未払手数料	※2 3,905,670	※2 3,990,054
その他未払金	※2 4,330,584	※2 3,961,765
未払費用	※2 4,388,803	※2 3,803,995
未払消費税等	99,010	194,852
未払法人税等	736,829	573,657
賞与引当金	906,167	901,135
役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788
固定負債		
長期未払金	-	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	※2 30,906,879	※2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643
公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631

その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	※2 483	※2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	※2 38,388
その他	9,989	11,871
営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235
経常利益	16,212,226	14,076,123
特別利益		
投資有価証券売却益	516,394	501,778
ゴルフ会員権売却益	7,495	-
特別利益合計	523,889	501,778
特別損失		
投資有価証券売却損	105,903	135,399
投資有価証券評価損	102,096	62,310
固定資産除却損	※1 54	※1 4,848
固定資産売却損	-	225
システム関連費	-	322,986

商標使用料		-	90,000
特別損失合計		208,054	615,770
税引前当期純利益		16,528,061	13,962,130
法人税、住民税及び事業税	※2	5,252,224	※2 4,420,179
法人税等調整額		△76,092	△100,112
法人税等合計		5,176,132	4,320,066
当期純利益		11,351,928	9,642,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							△26,595,731	△26,595,731	△26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△15,243,802	△15,243,802	△15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			△26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,673	△9,673	△9,673
当期変動額合計	△9,673	△9,673	△15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定

額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産	—	138,024千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物	—	2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料	—	38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 26,595,731千円
- ② 1株当たり配当額 125,700円
- ③ 基準日 平成29年3月31日
- ④ 効力発生日 平成29年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 11,363,380千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 53,707円
- ④ 基準日 平成30年3月31日

⑤ 効力発生日

平成30年6月28日

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	—
(2) 有価証券	19,967	19,967	—
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	—
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	—
資産計	90,154,972	90,154,972	—
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	—
負債計	3,905,670	3,905,670	—

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	—	—	—
未収委託者報酬	9,770,529	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,645,023	8,062,990	△417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	△417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

3. 売却したその他有価証券

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	△15,898
退職給付の支払額	△188,683	△218,947
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	△4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	△173,748	△203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	△2,723,393	△2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351

未認識数理計算上の差異	△ 169,893	△ 114,968
未認識過去勤務費用	△ 550,128	△ 484,766
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	△434,700	△415,234
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,836	445,616

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	△48,080	△48,664
数理計算上の差異の費用処理額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付費用	281,066	284,199

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069～0.67%	0.035～0.49%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円

投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	△133,105	△127,144
連結納税適用による時価評価	△1,382	△1,320
その他有価証券評価差額金	△655,348	△497,269
その他	△4	△108
繰延税金負債 合計	△789,840	△625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	㈱三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年で

あります。

- ４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

- ２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ②資本金の額：324,279百万円（2019年3月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2019年3月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）再委託先

- ①名称：ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
- ②資本金の額：94,485千英ポンド（2019年6月末現在）
- ③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
- （3）再委託先：委託会社から外国株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年7月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- （1）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- （2）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていま

す。

- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

（３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

（４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

（５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

（６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

（７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月28日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型の平成30年7月24日から令和1年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型の令和1年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月28日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型の平成30年7月24日から令和1年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型の令和1年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月28日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型の平成30年7月24日から令和1年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型の令和1年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。